

第2回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

吉留良三君

1. 高齢者の免許返納と移動手段の確保について
 - (1) 免許返納の現状について伺う。
 - (2) 高齢者の免許返納促進策について伺う。
 - (3) 地域での返納促進策（移動販売導入、校区ごとの拠点づくり）について伺う。
2. 子どもの交通安全対策について
通学路の整備とガードレール設置について伺う。
3. 中高年の引きこもり対策について
 - (1) 中高年の引きこもりの実態把握について伺う。
 - (2) 中高年の引きこもりと8050（9060）問題に対し、どのような対応・対策を考えているか。
 - (3) 高齢障害係と地域包括支援センターなどの連携と一体的な対策について伺う。
4. 高齢化社会における地域環境・道路整備について
 - (1) 道路パトロール車の配備について伺う。
 - (2) 直営作業班の2班体制（土木・農政）について伺う。
5. 「麓」の日本遺産認定について
 - (1) 認定効果をどのように活かしていくか。
 - (2) 「滞在型ふるさと納税」を開発して、「麓」認定の効果を市内全域に広げられないか。

福田清宏君

1. 沿岸漁業の振興策について
 - (1) 新規沿岸漁業就業者支援金の事業内容等について、その後どのように検討されたか、伺う。
 - (2) 操業支援の施策として、魚群探知機やGPS等の購入に対する補助金について、その後どのように検討されたか、伺う。
2. 在宅福祉アドバイザーについて
 - (1) 設置の目的について、伺う。
 - (2) 設置要綱について、伺う。
 - (3) 市長は、各自治公民館単位に在宅福祉アドバイザーとして何名を委嘱しているか、伺う。
3. 御倉山の整備について
御倉町公民館地内の西側北寄りの市道に接する御倉山（保安林・市有林）の支障木伐採等の整備計画について、伺う。
4. 文京町住宅について
空き部屋が見受けられる文京町住宅の入居状況と入居者募集について、伺う。
5. いちき串木野市総合体育館について
午前8時30分からの開館時間の運用について、伺う。

田中和矢君

1. 生福小学校の学童保育設置（新設）について
ウッドタウン住宅の生福小学校に通う児童とその親が、学童保育が未設置のため、夕方まで働けない等の切実な訴えがあるにも関わらず、学童保育が実現できていない。可及的速やかに、放課後学童クラブを小学校に隣接している生福保育所内に設置できないか伺う。

2. ドリームセンターの指定管理委託について

中央地区まちづくり協議会による指定管理委託が予定されているが、他地区の交流センターと同様の厨房設備や災害時の避難施設として対応できる整備等は予定されているのか。

3. 経営改革課について

4月に新設された経営改革課の設置目的と現在の課題、今後の方針・役割はどのようなものか伺う。

4. 低空飛行機について

昼夜を問わず、市の上空を高度200～300mで爆音を轟かせ飛ぶ飛行機に、住民の皆さんは心配し、不安や恐怖を感じている。この機体の所属や目的は何なのか伺う。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（6月17日）（月曜）

出席議員 15名

1番	吉留良三君	10番	東育代君
2番	江口祥子君	11番	竹之内勉君
3番	松崎幹夫君	12番	原口政敏君
4番	田中和矢君	13番	下迫田良信君
5番	中村敏彦君	14番	宇都耕平君
6番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	平石耕二君
9番	中里純人君		

欠席議員 1名

7番 西別府 治君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	岡田錦也君	主査	神籬正樹君
補佐	石元謙吾君	主任	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	田畑誠一君	消防長	若松勝司
副市長	中屋謙治君	まちづくり防災課長	下池裕美
教育長	有村孝君	土木課長	内田修一
地方創生統括監	松尾章弘君	福祉課長	立野美恵子
総務課長	田中和幸君	社会教育課長	梅北成文
政策課長	北山修君	食のまち推進課長	馬場裕之
財政課長	出水喜三彦君	農政課長	富永孝志
市来支所長	田中大作君	都市計画課長	火野坂 斉
教委総務課長	瀬川大君	経営改革課長	東 浩二

令和元年6月17日午前10時00分開議

△開 議

○議長（平石耕二君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（平石耕二君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、吉留良三議員の発言を許します。

[1番吉留良三君登壇]

○1番（吉留良三君） おはようございます。今回、一番に質問させていただきます吉留良三です。

通告いたしました5点ほどについて見解をお伺いしたいと思います。

まず、1点目です。

今、高齢者の交通事故問題等、大変マスコミをにぎわして、さまざま報道がされております。そうした中で、まず初めに、私は高齢者の移動手段の確保策と免許返納について伺いたいと思います。

運転免許返納など、自動車の運転の自粛が交通事故を減らす一つの手段かもしれませんが、しかし一方、生活者として考えますと、交通手段、移動手段の確保は欠かすことができません。危ないからといって、免許証の返納を勧めても、生活者にとってはなかなかそう簡単には返納できない事情があります。移動手段の確保があって、初めて進む話ではないのかなというふうに考えます。

こういう状況の中で、高齢者の免許返納を進めるとすれば、それにかわる移動手段を行政として示すことが大事ではないかというふうに考えます。

そのような観点から伺いますが、まず1点目です。

免許返納の現状、どのような現状にあるのかということをお伺いし、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。

吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。

高齢者ドライバーによる事故が、昨今、頻繁に報

道されております。吉留議員お述べになられましたとおり、今日の大きな社会問題、課題となっているところであります。

平成30年中における高齢者の事故の状況としましては、県内では2,405件、市内においては18件であり、高齢者ドライバーの事故を減らすことは喫緊の課題だと考えております。

なお、免許返納の現状等につきまして、詳細は担当課長に答弁いたさせます。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 免許返納の現状について、お答えいたします。

鹿児島県警によりますと、県内におきます自主返納された高齢者は平成28年で4,294人、平成29年5,568人、平成30年は6,038人です。年々、増加してきているということでございます。

また、いちき串木野警察署によりますと、本市では平成28年97人、平成29年111人、平成30年133人と、年々増加傾向にあるとのことでございます。

ちなみに、本年は5月末現在で50人が自主返納されたとのことでございます。

○1番（吉留良三君） 今お答えいただきまして、返納もかなり進んでいる状況で、今年度も既に50人とお聞きしました。事故件数も2,405件、市内で18件ということですが、これからますます高齢化が進んでくると、この数がどういう状況になるか非常に心配な部分があります。

そういう観点からしましても、申し上げましたように、返納できる状況をつくる、返納しても生活できるという状況をつくることで、事故を防いだりする方向になっていくんじゃないかというふうに考えます。

そうしたことから考えますと、どういう策があるのかなというふうに思うわけですが、例えば、鹿児島市はたしか、バスですかね、電車ですかね、への補助とか、それから、考えるとすれば、シニアカーとか電動自転車とかバイクとかあります。比較的、加害といいますか交通事故の率というか、加害の状況とか、事故の状況とか、軽いものがあります。そうしたものによる移動手段等があります。それに対して、例えば、補助するとか、貸与するとか、そ

うということ等で、一つは移動手段、生活手段を確保するということもあると思うんです。

さらに、今、5地区にありますコミュニティ自動車ですね。これについても、この間ずっと議論されておりますけれども、コミュニティ自動車の有効な活用とか、それから、地域公共交通の効果的な対策とか、いろいろあると思います。さまざま複合的な対策を考えなければいけないのかなというふうに考えますけれども、こういう補助とか、貸与とか、それから、コミュニティ自動車等の関係を含めてお答えいただければと思います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在、自主返納高齢者への支援策といたしまして、市内におきましては、いちき串木野警察署長が発行した運転免許自主返納カードを提示していただくことで、タクシー料金が割引となる優遇制度を受けることができます。また、県内におきましては、県公安委員会発行の運転経歴証明書を提示していただくことで、鹿児島市電、市営バス、そして、JR九州バス、南国交通バスなどの路線バス等の料金の割引を受けることができます。

本市のいきいきバス、いきいきタクシーにつきましては、昨年度、策定をいたしました公共交通網計画に基づいて運行の見直しを行うことで、利便性の向上が図られ、高齢者の利用促進につながると考えられます。

それから、電動シニアカー等の車両購入も含めてですが、いきいきバス、タクシーの運賃補助、それから、シニアカーなどの購入等の補助も現在は考えていないところでございます。

それとあわせまして、コミュニティ自動車の活用策でございますが、現在、5地区において、ころばん体操、いきいき大学、地区行事等での住民の送迎用として、主に地区内での運行が進められているところでございます。

また、昨年度、市地域公共交通網形成計画を作成するに当たりまして、再度、関係地区と移動手段について協議を重ねました結果、運行に係る経費と運転手の確保が困難といったようなことから、生福、冠岳地区はいきいきタクシーの運行を選択されまし

た。そして、コミュニティ自動車は地域公共交通を補完する移動手段として位置づけられたところでございます。

現在、今後のコミュニティ自動車のあり方について、検討が必要であると感じているところでございます。

○1番（吉留良三君） 済みません、ちょっと聞き漏らしたかもしれません。鹿児島市の市電、市バスはいちき串木野市民も使えるということですか。そこをちょっと教えてください。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 本市の市民で、免許証を自主返納されて、県の公安委員会に運転経歴書証明書の発行を求められれば可能です。

○1番（吉留良三君） わかりました。鹿児島に出て、少し利便性が高まるかなというふうに思います。

それとやっぱり、申し上げましたように、さまざまな複合的な対策が必要だと思いますし、これからコミュニティ自動車等の十分な協議を踏まえて、より地域で活用されるようにすることで解決策を求めていくということをぜひこれからも進めていただきたいというふうに考えます。

それから、次に、地域限定運転宣言者制度ということ述べてみたいと思います。見解を伺いたいと思います。

移動手段がとりわけ中山間地は限られております。運転免許証の返納は、そういう意味で言うと、生活手段、あるいは作業の手段として極めて厳しいものがあるというふうに思います。

そこで、先日ある大学教授も述べておられましたが、地域限定運転宣言者という制度をつくって、自主的、自発的に運転範囲を限定して、返納者制度に準ずる仕組みといたしますか、準返納者制度といたしますか、そういう形をとって、地域の暮らしを一方では守りながら、また、交通事故に対する軽減策といたしますか、そういうことを考えていくのも有効なことではないか、今後ますますそういう有効な手段になっていくんじゃないかというふうに考えるわけです。

地域にいますと、はっきり言うと軽トラがなくて

は生活できない。せめて、田畑だけでも軽トラを使って移動できる、作業ができる、そういう制度ということだと思えます。

ですから、例えば、地域において、この地域だけ運行するよというステッカーでも張って、自主的に宣言して、自主的に運転を少なくしていく、自粛していくといいですか。そういうことで、返納のきっかけをつくったり、議論のきっかけをつくったり、交通安全に対する意識向上させていったりとかですね。そういうことで、地域を守る、と同時に交通安全に対しても貢献するという制度かなというふうに思えます。

これらについて、ぜひ、一気にいくことではないですけども、一つの方向性として、市民運動的なことかもしれませんが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 高齢者の事故防止を図る上からも、日ごろから通りなれた地域のみでの運転に限定することは、高齢者の交通事故の加害者となるリスクの軽減につながるなど、趣旨は理解はいたしますが、市といたしましては、市内全域における市民の安心安全の確保を図る観点から、事故防止につながるさまざまな手法等について、警察署と連携を図り、検討してまいります。

○1番（吉留良三君） ぜひ、そういう議論を高めながら。例えば、ステッカーを張って、自主的ですね、私は地域だけだよとか。例えば、感謝状を差し上げて、そういう運動を進めるとか、さまざまな方向に今後できれば進んでいけば、より安心して暮らしながら、また、交通安全の面もいいのかなど思っています。これは今後の課題として、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

あわせて、3番目です。

この間も申し上げてまいりましたが、地域での返納策として、やっぱり移動販売車などの買い物支援対策の強化、あるいは地域の拠点づくりといいですか、そういう策をより一層進めることで、運転の軽減を図るということも同時に大事かなというふうに考えます。

例えば、今、ころばん体操の会場に6カ所、移動

販売車がたしか導入されて、大変助かっているということだと思えますけれども、そのことをさらに進めていただきながら、また、今、例えば、シルバー人材センターが弁当を配達しています。それから、Aコープも弁当配達をしていると思えます。それから、例えば、私の近くの個人商店でも、しょっちゅう配達をしながら、注文をとって、日用品の配達をしているとか、そういうお店もあります。それから、移動販売に部分的でも参加したいという意向を表明されたスーパーもあります。

だから、そういうところを含めて、もっともって総合的にということですか、複合的などいいですか、対策を進めていただくことで、結果的に返納といいですか、地域で暮らせる仕組みづくりといいですか、そういうことになっていくかなと思えます。

やっぱり、田舎に住んでますと、小さなお店もぜひ地域で大事に育てていく、守っていくというか、そういう観点で自分たちの暮らしを守ることを含めて、ぜひ進めていただきたいというふうに思えます。

これらを含めた複合的な対策といいですか、御見解をお聞きしたいと思います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 移動販売導入などの買い物弱者対策など、国の進める小さな拠点づくりについては、現在、国の動向や地域の状況等を見据えながら研究しているところでございます。

市といたしましては、先ほど市長の答弁でもありましたが、高齢者ドライバーの交通事故を減らすことは喫緊の課題であると考えており、市民に対しまして、警察署における高齢者の免許証自主返納に対する取り組みや支援制度について、急ぎ周知に努めてまいります。

また、市民の安心安全の確保を図る観点から、事故防止につながるさまざまな手法等について、警察署と連携を図り、検討してまいります。

○1番（吉留良三君） ぜひさまざま、これだという一つの解決策はなかなかありませんけれども、対策を進めていただきたいというふうに考えます。またこれについては議論を深めていきたいと思いま

す。

次に、大きな2番目、子どもの交通安全対策についてであります。

これについても、今、さまざまマスコミで議論され、報道されております。今回、行いました議員と語る会でも出されましたし、公民館等の要望でも通学問題が話題になって、例えば、通学路の白線が土砂で埋まって見えなくなっているとか、白線が消えている、それから、雑草が生えて、車道側を歩いて通勤通学している現状とかを含めて、さまざま声が出てます。

通行や横断が危険という状況が、今、改善を出されたところでは、それが一部改善されて、非常に通学しやすくなった、見やすくなった、通りやすくなったという改善もされております。

そういうことを含めて、通学路の点検状況について少しお伺いしますが、点検もポイントがあるような気がしまして、それを含めて、通学路の点検整備について、どのように対応されているか、まず伺いたいと思います。

○教育長（有村 孝君） 子どもたちが登下校中に交通事故等に遭いまして、命を落とす、あるいは大けがをするという大変悲惨な事故が、今、議員仰せのとおり、全国的に頻繁に起こっております。

また、御承知のとおり、我がまちでも、5年前、小学校1年生の男の子が横断歩行中に交通事故に遭い、命を落とすという大変悲惨なといひましようか、事故で命を落としてしまいました。

その後、学校を初め、私どもも子どもたちの通学路の安全確保につきまして、非常に念入りにといたしまししょうか、徹底して、教訓にしながら努めているところでございます。

毎年6月に各小中学校の通学路安全推進会議から上げられた危険箇所について、道路管理者、警察署、あるいは学校関係者、スクールガードリーダー及び市教育委員会等による合同現場点検を行っております。今年も去る6月5日に実施いたしました。

7月初めには第1回市通学路安全推進会議を開催しまして、6月に実施いたしました14カ所の合同現場点検等の結果などをもとに、警察を初め、道路管

理者などの関係機関とその対応を協議してまいります。

その後、関係機関によりガードレールの設置とか、あるいは歩道の整備等、具体的な対応がなされます。ガードレールにつきましては、これまで必要性を認めた国道等に年次的に設置していただいているところでございます。

そして、12月には第2回目の市の通学路安全推進会議を開催いたしまして、関係機関による危険箇所等への対応の進捗状況等を確認しております。

そして、また、これらの結果は各学校に随時通知しております。あわせて、各学校におきましても、交通安全指導の徹底をお願いをしているところでございます。

○1番（吉留良三君） 6月に既に点検され、また、12月にもそういう会議等を含めて対応はされているようではありますが、私もこの間、ある県道沿いですが、走ってましたら、女子中学生がちょうど下校中でした。危ないなと思ったのは、もちろんカーブ等は当然なんですけれども、上り坂の途中の自転車をおりるところでふらふらと真ん中に寄ったんですね、その中学生が。だから、上り坂の、自転車をおりなきやいけないようなポイントとか、そういうところは本当に大事だなと。ふらと真ん中に寄ったんですね。そういうところは特に、例えば、草をちゃんと刈るとか、そういうポイントもあるかと思ひます。そういうことも含めて、今後しっかりと、また対応していかなければいけないのかなというふうに考えます。

それから、子どもの事故等を含めて、とりわけ学校周辺とか重要なポイントのガードレール。今、言われましたけれども、しっかりとガードレールをつけていく。歩道は少々高くても、やっぱりああいう状況ですから、歩道があつて、少々、歩道が高くても、やっぱりガードレールで重要なポイントの箇所はしっかりと子どもたちを守るといひか、そういうことが大事かなというふうに思ひますけれども、それについてお伺ひします。

○土木課長（内田修一君） 道路管理者では通学路の合同点検の結果や要望などにより、区画線の補

修や見通しの悪い箇所の除草などを実施していません。

また、ガードレールにつきましても、学校周辺など、対策を要する箇所につきましても、通学路合同点検の中でガードレール等の防護策を調査してまいります。

○1番（吉留良三君） 答えていただきましたが、より一層そういう対応策を強く求めておきたいというふうに考えます。

それから、次の課題に移りたいと思います。

中高年のひきこもり対策についてであります。

ひきこもりについては、仕事や学校に行けずに、家にこもって、家族以外ほとんど交流のない人。厚労省では6カ月以上の継続をひきこもりと定義しているようですが、今、さまざま議論になっていますけれども、今、話題の老後の年金問題までつながる非常に深刻な、生活の課題を含めた問題をはらんでいる深刻な課題かなというふうに考えます。

そういうことで、今、さまざまな情報等が流されてる中で、例えば、40歳から64歳で61万人ほどだよとか、8割は男性だよとか、それから、15歳から39歳でも54万人ほどだよとかいう報道もありながら、一方では専門家に言わせてもらいますと、やっぱり150万人から200万人を超えているんじゃないかとか、さまざまな報道がなされております。

なかなか実態としてつかむのは厳しい状況があると思うんですが、実態調査とか、相談などの事例があったとすれば、その辺を少し明らかにしていただきたいと思います。

○福祉課長（立野美恵子君） 中高年のひきこもりの実態把握についてであります。

本市での実態について、今まで具体的に調査したものはございません。

しかしながら、内閣府の調査では、推計値として人口の1.5%とされていることから、本市の中高年の人口に当てはめると130人程度がひきこもりの状態にあると思われまます。

また、包括支援センター等が高齢者を訪問する中で、8050の事例が見受けられることから、現在、民生委員を通じて、毎年実施をしている高齢者実態調

査にあわせて、8050の疑いがある家庭の調査を実施しているところであり、7月上旬に大まかな状況を把握できるものと考えております。

また、中高年のひきこもりの相談については、福祉課や健康増進センターなどで年間一、二件程度、家族などからの相談を受けております。

○1番（吉留良三君） 今ありましたけれども、なかなか実態はわからないというのが、家庭内生活者といえますか、そういう方の現状かなというふうには考えます。

そこで、今、高齢者の実態調査のこともありましたけれども、やっぱり地域によって、そういう窓口になっていくのは民生委員の方かなというふうには思うんですが、民生委員の方の充足状況といえますか、今の現状を少し教えていただければと思います。

○福祉課長（立野美恵子君） 民生委員の充足数についてですが、本市の定数は87名となっております、うち1名が欠員となっております。市来の川上の松比良、久福で、高齢化により担い手が不足しており、他の地域の民生委員で対応しているところでもあります。

○1番（吉留良三君） 定数としては、今、86名ということだと思うんですが、聞くところによりますと、なかなか手がいないといえますか、そういう面が厳しくなったりとか、公民館長さんが兼務をされているとか、さまざまお聞きしますが、ぜひ、さまざま努力をさせていただいて、また、同時に研修等を含めて、民生委員さんが働ける状況を、活動できる状況を、それから、人数を確保していただきますようお願いしたいというふうに思います。

続きまして、今、課長のほうからもありましたが、中高年のひきこもりは8050、あるいは9060という言葉で言われる深刻な事態があるんじゃないかというふうに思います。

やはり、80歳の親が50歳の親族といえますか、子どもを家庭内で面倒をみてる。あるいは、それがもう90歳・60歳という状況まである。そういう、ある意味では深刻な状況だというふうに考えます。

しかし、原因はまたさまざまと言われまして、なかなかつかめないという現状があるというふうに通

われます。今、言われているのは、年金問題で、就職氷河期問題がにわかに出てまいりましたが、いわゆる就職氷河期と言われた時期に就職できずに、そのまま家において、親の年金で暮らしているとか、セクハラ、パワハラ、ブラック企業などの人間関係、職場になじめずに退職して、そのまま家で暮らしているとか、病気とか、さまざまあると思うんですね。そうしたさまざまな原因があって、結果としては、どの方々も家族や本人が悩んでるということだと思います。

これをまた、妙に誤解するような過剰な認識を助長しないような慎重な対応が必要だと思うんですけども、自分だけではない、家庭だけではない、地域全体で支えますよ、一人で悩まなくてもいいですよというのをどう伝えて、接点を持つのかだと思うんですね。

さらに、やっぱり働くことで生活を維持し、老後に備えるということを含めると、働くということがまた大事な問題だと思うんですが、これもまた、簡単に働けと言っても、なかなか厳しい現状があるんじゃないかというふうに思います。

行政や地域がどんな支援をやるのか、社会とつながるきっかけをつくれるのか。その第一歩が非常に、原因がさまざまなだけに難しいという点はあると思うんですが、どのような対策を今後考えて、対応していかれるでしょうか、お伺いします。

○福祉課長（立野美恵子君） 中高年のひきこもりと8050問題の対応策についてであります。

国においては、ひきこもり対策推進事業で都道府県と政令指定都市にひきこもりに特化した「ひきこもり地域支援センター」が設置され、鹿児島県においても「ひきこもり地域支援センター」が専門の窓口になっております。

また、家族総合支援事業として、県精神保健福祉センターや各保健所で「ひきこもり家族の会」を開催し、ひきこもりで悩んでいる家族への支援も行っております。

本市においては、ひきこもりを含めた生活困窮者に対して、自立支援の相談支援を実施しております。

また、今年度からは就労準備支援事業などを実施

しており、支援対象者の条件はありますが、就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、日常生活自立、社会生活自立に関する支援をしていくことにしております。

市としては、家族や本人などが相談を受けやすいように支援内容等について周知し、社会とつながるように支援してまいります。

○1番（吉留良三君） 県としても、そういう地域センターをつくったり、市としても対策を講じている、窓口はあるよということでしょうけれども、最初の課長の相談件数とか含めると、ほとんどそういう相談がまだできていないというか、そういうことかなというふうに思いますが。

例えば、これは似たようなことかもしれませんが、京都府が脱ひきこもり支援センターの将来設計支援事業ということで、とにかく、8090の親が遠くない将来に万一亡くなった場合、確実に亡くなっていきますけれども、その50や60の子どもたちがどうしていくのかということから、将来設計支援事業という、同じことなのかもしれませんが、そういうことをされているようであります。だから、本人なり御家族が相談に来て、今こういう状況で、今後、万一の場合、こういう生活をという相談がされていました。

だから、これを含めて、やっぱり何回も申し上げますけれども、なかなか接点をつくるのが難しいというふうに思うんですけども、それをしない限り、しかし、大変な状況が待っている。もうその人たちが60代、70代、80代になったときにどういうふうになっていくかというのは、本当に想像にかたくない現状があるかなというふうに思います。

ですからぜひ、これらの対策を、なかなか厳しいでしょうけれども、きっかけをどうつかむかということを含めて、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

そして、その対策ですけれども、今、県に聞かしても、ある県の方に聞いたんですけども、保健所でも窓口がないよとか、精神保健福祉センターでも、その原因がまたさまざまでしょうから、窓口が一本化、なかなか、未定だというふうに、たしか言い方をされていましたがけれども。例えば、高齢障

害係と地域包括支援センターなどとの連携もあると思うんですけども、中高年のひきこもりといえますか、そういう対策をすれば、例えば、高齢障害係と地域包括支援センターなどが一本になるとか、そういうことを含めて。なかなかどこに行けばいいのか、この課題は1階の西なの、東なのとか、私たちがなかなかわかりづらい、いろんな課題でどこが担当なんだろうというのがありますけれども、そういうことを含めた対応を強めていくといえますか、そういうことでの行政の対応のあり方を含めた考えはどうでしょうか。

○福祉課長（立野美恵子君） ひきこもりの相談については、状態や背景がさまざまです。健康増進課の健康増進センター、市民課の市民相談係、福祉課の生活困窮者自立支援窓口など、どこでも相談を受け、関係機関で密に連携して対応しております。

高齢障害係と地域包括支援センターとの連携は、毎月、市内事業所を交えて、高齢者支援のケア会議を行っておりますので、現段階では連携をしてやっていくことになっております。

○1番（吉留良三君） 現状でさまざま対応されているというのはわかりますが、なかなか私たちにってはとといいますか、わかりづらい部分も含まれていますので、今後ぜひ、窓口がよくわかるような施策も含めて、しっかりと対応していただけたと思います。

時間がありますので、次の課題に進ませていただきます。4番目です。

高齢化社会における地域環境・道路整備についてということでお伺いしたいと思います。

一つ目は、道路パトロール車の配備をしてはどうでしょうかという課題です。

ある方から、デイサービスの車がイノシシが落とした石ころをいつもどかして来て、デイに連れていってくれるんだよとか言われました。それとか、これは先日、川上の平木場のところだったんですけども、金曜日の5時以降、帰ってきたら市道に倒木があった。これは、あした、あさって、通れない、通行止めだよなということで、いかんともしが

たくて、公民館長が市に通報されたら、もう時間外だったと。ということで、伝えておきますということだったみたいなんですけれども、ただ、土木の皆さんがすぐ来てくれて、チェーンソーで切って、通行ができるような対応をしてくれたということで非常に感謝をされておりました。全部してくれとは言わんけど、やっぱり年をとってくるとできないこともある、非常にありがたかったと言われました。

さらに、公民館長も高齢化されてきているし、女性の公民館長もいらっしゃいます。そういうことを含めて考えますと、ぜひ、すぐやる課みたいな感じで、道路パトロール車を、どの程度、今、やってられるかわかりませんが、しっかりと配置していただいて、とりわけそういうところは、ある意味では定期的にでも回ること、そういう交通の妨げを除いたりとか、それから、防災を担ったりとか、大きな災害を防いだりとか、ここはこうだよなというのをしっかりと把握しながらやっていく。

それと、思うんですけども、やっぱり行政との一体感を感じられるんですよね、そういうことで。そういうのを感じます。とりわけ最初の方は、まあ言えば、これ言葉は正しくないですが、「何もしてくれん」みたいな思いを吐露されます。そういうのも含めて、初動をしっかりとすることで、行政と住民との一体感ができていくんじゃないかなというふうに考えます。

そう意味で言うと、道路パトロール等は非常に大事なことかなと思いますが、いかがでしょうか。

○土木課長（内田修一君） 本市で管理する市道は910路線、延長にして約350キロメートルと広範囲であり、日常的に全路線をパトロールすることは困難であることから、土木課職員と直営作業員が道路パトロール車ほか車両により、現場などへの移動の際、行き帰りの通行ルートをかえるなどの工夫を交えて実施しております。

その他、道路の損傷につきましては、郵便配達業務を行う市内の九つの郵便局と道路損傷の情報提供に伴う協定を締結するとともに、日常のパトロールや地域住民からの情報提供、国土交通省の道路緊急ダイヤル等を活用しながら、道路の異状箇所につい

て対応しているところであります。

○1番（吉留良三君） 現状でも行程をさまざまかえながら対応されているというのはわかります。しかも、路線、距離数、大変な状況がありますし、これを定期的にするというのは厳しい面があるかもしれません。

ただやっぱり、統括するというのはあれかもしれませんが、この辺はちょっと危ないなというところにある意味では重点的な配慮があってもいいんじゃないかなという気がするんですね。そういうことを含めて、ぜひ対応を強めていただいて、地域の安全安心、連帯をつくっていただければというふうに思います。

それから、次行きます。

同じような観点から、今、土木が直営作業車を持っておられて、あとシルバー人材センターにも委託しておられると思うんですが、今、申し上げたような現状、さらに、今までは自分たちで払ってたけど、高齢化でなかなかだよねというのが率直な現状です。議員と語る会でも出されたところです。それを含めて、できればといいますか、ぜひといいますか、今、土木の直営班を農政にも例えば1班つくって、より密に対応ができないのか。そのことで地域を守っていくといいますか、そういう観点での要望ですが、いかがでしょうか。

○農政課長（富永孝志君） 農政課で直営班を設置して迅速な対応ができる体制づくりをということですが、水田に面した農道法面の草払いにつきましては、多面的機能支払交付金事業というのを活用いただきますと、建設業者等に依頼することができるようになっております。

また、集落内の農道につきましては、生活道路として、地域の方々がボランティアで管理をいただいている状況でありますけれども、近年、高齢化等により高い法面等の維持管理が困難な状況があるということでお聞きしております。高い法面や交通安全上、支障がある危険な箇所につきましては、地域と協議して、今後、検討してまいりたいと考えております。

なお、農政課における直営作業班の設置につつま

しては、人件費や資機材等、多額の費用を要することから現時点では考えていないところでございます。

○1番（吉留良三君） 現状でもさまざまな対策というのはあるというのはわかりましたが、ただやっぱり、地域にしますと、ある意味ではすぐ対応してくれるというか、そういうことを含めて、今後の高齢化、課長も認められましたけれども、高齢化も含めて厳しくなるという現状はどうしても否認できません。

そういうことからして、ぜひ地域のこれ以上の荒廃を防ぐ、地域を守っていく、防災の観点も含めて、何回も言いますが、できれば、ふるさと納税を投入してでも、地域を守るといいますか、そういう、確かに1台、1班増やせばそういうことなんです、それぐらいのことじゃないのかなというふうに考えるわけです。

市長、お伺いしますけれども、いかがでしょうか。ふるさと納税を使ってでも、そういう地域対策にもう1班つくっていくということはいかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど農政課長が御答弁を申し上げましたが、農政課のほうで直営作業班を設置して、迅速に対応できる体制づくりをということですが、さっき課長が答弁いたしましたとおり、水田に面した農道法面の草払いについては、多面的機能支払交付金事業を活用して、業者の方々をお願いをしている状況であります。

また、集落内の農道につきましては、生活道路として、地域の方々がボランティアで管理をいただいている状況ですが、近年、高齢化等によって、お述べになりましたとおり、高い法面などの維持管理が非常に困難な状況にあると聞いておりますので、高い法面や、交通安全上、危険な箇所については、地域と協議して検討してまいりたいと思います。

なお、ふるさと納税を活用するという、今、お話をなさいました。これは一つの提言としてですね。現に今、ふるさと納税は地域の特産品を返しているというのが主力であります。しかし、今は、御提言あったように、お墓を守ってもらうとか、そういったこと等やら、あと、後ほど出てまいりますけれど

も、麓地区の日本遺産認定にも何か活用できないかなど。研究してまいりたいと思います。御提言として受けとめさせていただきます。

○1番（吉留良三君） わかりました。今、農政課のほうも含めて、市長の答弁含めて、今後、地域がやっぱり、一緒に支えられて、一緒に頑張るということを含めて、ぜひ御検討いただき、前向きな方向で進めていただけたらと思います。

最後に5番目です。

麓の日本遺産認定についてお伺いします。

今度の日本遺産認定で地元も大変頑張っているんですけど、この間も、ありましたように、串木野城址の整備とか頑張っているんですよ。

そういうことを含めて、これまでも県と9市の実行委員会等でこの認定に至ったというふうに聞いていますし、これから県、9市を含めた取り組みがされていくというふうに聞いています。

それから、情報によりますと、3年間は国からの補助金を含めて投入されるということもありますが、これらを含めて、せっかくのこの認定ですので、どう生かすかというのはお互いの認識だと思うんですが、今後どのように生かしていけるかを伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 本市の麓地区が日本遺産に認定をされました。大変すばらしいこと、ありがたいことだと思います。

麓地区というのは120カ所ぐらいあるんだそうがあります。いかに島津の勢力が偉大であったかというのを雄弁に物語っていると思いますが、その120の中からわずか9つの自治体しか選ばれなかった。その中に選ばれたわけですから、本市の麓はまさに本市の歴史の沿革、行政の中心地ですね。まさにリーダーとして存在した、とても価値あるところであって、私たちの誇りとするところでもあります。

そのことを市として、これまでずっとお願いをしていたわけですが、おかげで今回わずか9カ所に認定されたというのはとても誇らしく、これを機に、今、吉留議員おっしゃったとおり、この麓地区の歴史をしっかりとひもといて、地域の皆さんと一緒に盛上げていきたいなど。ひいては、こ

のことが、歴史、伝統を継承することはもちろんですけれども、あわせて本市の観光にもつなげていけたらなというふうに思います。

さて、今後の取り組みですけれども、県及び構成都市9市の自治体関係者、観光連盟及び民間団体の代表者等で構成する日本遺産「薩摩の武士が生きた町」魅力発信推進協議会、これは仮称ではありますが、立ち上げることになりました。

この協議会への国の補助事業等を活用し、ホームページやパンフレットなどの広報媒体の作成、現地における解説板の設置などを計画的に進めていくとともに、ガイド向けのマニュアル本や子ども向けの副読本作成、シンポジウム実施等の人材育成や普及啓発活動を順次展開していく予定としております。その都度いろいろ御助言を賜ればと思います。

本市では、昨年度から観光案内所と地域が連携した麓のまち歩きイベントの企画などの動きもあります。また、先だって、東川隆太郎さんが来られて、いろんな歴史のお話もなさいましたし、また、地域の皆さん方で竹やらやぶやらはらって、山城の跡を整備なさったことも南日本新聞でカラーで大きく報道されました。地域の皆さん方の竹はらいもやぶはらいも、20人から参加されたということで、この価値ある麓の遺産を、歴史を、地域の皆さん方で掘り起こしていただけたらなというふうに期待をするところでもあります。

市といたしましても、知覧麓や出水麓などとともに日本遺産に認定されたことを、再三申し上げますが、チャンスと捉えて、そのブランド力を活用し、地域や関係団体と連携しながら、市の観光、情報発信等に努めてまいりたいと考えております。

○1番（吉留良三君） 今、市長がお述べになりましたが、さまざまこれから取り組みがされるし、地元でもこういう盛り上がりがあります。

さっき申し上げたように、国からの補助とかも含めてであると思うんですけれども、全員協議会でもちょっと出されたんですが、例えば、トイレの設置とか、これはもう必須なことだと思うんですけれども、それらを含めて、ぜひ進められる方向だと思うんですけれども、それについて少しお伺いします。

○社会教育課長（梅北成文君） ただいまの観光客用のトイレの設置等が必要ではないかという御質問でございますけれども、麓地区へのトイレの設置につきましては、現在、実施しておりますまち歩きイベントの際には、トイレや駐車場のある地区内の上名交流センターを発着点としております。

現状としましては、上名交流センター及び隣接の麓ふれあい公園にトイレがございますので、それらの利用で対応をしていきたいと考えているところでございます。

○1番（吉留良三君） 今、上名交流センター等のトイレということですが、今後、さまざま発展していくと、もう少し、また変わってくると思いますので、それはそれで進めていただきたいというふうに思います。

最後に、市長も言われるように、どう生かしていくか、市全体に広げていくかという観点から、例えば、留学生の記念館とか、金山蔵とか、麓とか、それから、今後さらに取り組みが進むと思います冠嶽の芸術文化村構想ですか、そういうところとの連携、率直に申し上げまして、知覧ほどの、出水ほどの、例えば武家屋敷とか、その地さまざまな特徴があっいいんですが、そういう部分で言うと、武家屋敷等で言うと少し小さ目かなというふうに思いますし、それらを本当に今度の認定を生かすこととすれば、そういう市内の留学生記念館等との連携を含めて、ある方にも提案をもらったんですけれども、滞在型ふるさと納税といいますか、体験型といいますか、例えば、記念館の入館料だとか、さまざまなことをふるさと納税の返礼品として開発して、より地域に、市内に、さまざまな箇所に呼び込んでいく。お土産等をつけてもいいかもしれませんけれども、そういう取り組みをぜひ進めていただくことで、今度の認定をより生かしていくといえますか、ということがあるのではないかなというふうに思いますが、これらについてはいかがでしょうか。

○食のまち推進課長（馬場裕之君） 滞在型のふるさと納税の開発についてであります。

ふるさと納税につきましては、寄附をいただいた寄附者に対しまして、パートナー企業を通じ、お礼

の品として市の特産品など、また、お礼のサービスとして、墓の管理、墓守や草刈りを現在提供しております。

麓地区のまち歩き等については、総合観光案内所におきまして、イベント的に開催されておりますが、今回の日本遺産認定を機に、ふるさと納税の寄附者に直接本市においていただき、観光地体験メニューなど楽しんでいただく滞在型の返礼サービスの開発につきまして、総合観光案内所等と協議してまいります。

○1番（吉留良三君） 体験型返礼品というのはどの程度かなと、ちょっとネットで見たんですが、埼玉県の秩父市や深谷市などの7市町で廃校を使ったカフェでのバーベキューや農作業などの体験などの第1弾として3コースを設けたというのも載ってました。だから、そういう意味で言うと、そういう体験型という返礼品も始まりながら、地域に呼び込むということが始まっているようです。ぜひこれを含めて、せっかくの機会ですので、これをどう生かすかという観点から研究を深めていただいて、そういうことを含めて、市の発展につながるように生かすことをお願いしまして、今回の質問を終わります。

○議長（平石耕二君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） さきに通告をいたしました事項について、順次、質問を行います。

沿岸漁業の振興策につきましては、今日まで数多くの質問をし、いろいろな提言をしてまいりました。その中で、燃油対策としての船体ドックの上架料補助や漁獲共済掛金の助成等々については、施策に取り上げられて予算化され、実施されて、大変喜ばれているところであります。

本日はまず、いまだ研究検討の課題とされている新規沿岸漁業就業者支援金の事業内容等について、その後どのように検討されたか伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、答弁をいただいたその後の質問は質問者席から行います。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

新規沿岸漁業就業者支援金についてであります。

本支援金については、漁業を専業として継続的に営んでいただくことを目的とすることから、正組合員に限定して支給をしております。

一方、新規就業者の准組合員になり、将来的に漁業を専業で営むことを希望されても、資機材の購入や研修を受ける場合等に経済的負担が生じ、就業を断念することもあるとお聞きをしております。

このような意見も踏まえ、検討した結果、沿岸漁業の振興と新規就業者を支援する観点から、支援金については、正組合員への支給を原則としつつも、漁業を専業として継続的に営む正組合員としての活動が漁協において担保された場合に限り、准組合員の段階で支給することも、制度の趣旨に反しないのではないかと判断をしたところであります。

なお、当然、正組合員にならなかった場合は支援金を全額返還してもらうこととなります。

○15番（福田清宏君） 市長、すばらしい研究検討の結果をいただきました。大変感激しております。

沿岸漁業の振興と新規就業者を支援する観点から、就業支援金は正組合員への支給を原則としつつも、正組合員としての活動が漁協において担保された場合には、准組合員の段階で支給することもよろしい、制度の趣旨に合っているという判断ではありますが、大変すばらしい判断をいただいたと思います。

これから先の漁協はみずから組合員の獲得のために奔走しなければ、沿岸漁業の振興や新規就業者の支援体制も押し進めることができなくなります。すなわち、販売事業は成り立たなくなると思います。漁協の設立の基本はこの販売事業にあると思っております。このときに当たり、今回の市長の判断は漁業関係者を奮い立たせることになると確信をいたします。

今回の見直しによって、新規沿岸漁業就業者支援金の支援を受けて、新規に沿岸漁業に従事する人が、沿岸漁業の振興施策と相まって、生計を維持し、水産業の振興が図れることを願ひいたしまして、この質問を終わって、先に進ませていただきます。

二つ目は、操業支援の施策として、魚群探知機やGPS等の購入に対する補助金について、その後どのように検討されたかお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 魚群探知機やGPSの購入に対する補助金についてであります。

昨今の非常に厳しい沿岸漁業の現状を踏まえ、市においては、省エネ対策事業、船底清掃等費用や漁獲共済支援事業、漁業用無線の更新など、さまざまな福田議員の御提言もいただいて、支援を行ってまいりました。

漁労機器への支援については、他の産業とのバランスを考慮しながら、国・県等の補助事業が活用できないか検討をしてみました。今年度から、県において、生き生き高齢漁業者支援事業が創設をされました。本事業は、漁労作業の軽減につながる電動リール釣り機や冷却装置などの各種漁労機材、加工機器等に対して、漁協を事業主体として補助する制度であり、現在、各漁協に事前要望の調査が行われているところであります。

今後、漁協の要望を踏まえ、助成対象を決定していくとのことだったので、私も直接、県地域振興局に出向き、漁協が要望する漁労作業の軽減につながる機器が幅広く対象となるよう要望をしてきたところであります。

○15番（福田清宏君） ただいまの御答弁にありましたように、令和元年度、生き生き高齢漁業者支援事業事前要望調査票の注意事項に、対象機器は漁労作業の省力化（軽減につながる）電動リール釣り機や冷却装置等の各種漁労機材、加工機材等とありますが、魚群探知機やGPS等が対象になるように、ぜひとも働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、漁業の今の現在の実態の厳しい状況等々をお訴えをいたしまして、県に出向きまして、幅広く対応を考えていただきたいということを要望してまいりました。

引き続き、要望してまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 魚群探知機やGPS等は

今日、よい漁場へ直行し、漁場の選定に欠かすことができない精密な機器ゆえに高額であり、更新時における漁業者の負担は大きいものがあります。漁協の正組合員は高齢であります、沿岸漁業の火を消してはならないと思ひ、必死に頑張っておられますが、魚群探知機やGPS等の更新ができなければ、廃業の道しかないということでもあります。

魚群探知機やGPS等が生き生き高齢漁業者支援事業の対象となったときは、操業支援として、漁協が負担する2分の1に対して、応分の補助ができないかお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 市の支援につきましては、現段階では考えておりませんが、まずは、県で今度制度化されました生き生き高齢漁業者の支援事業の創設の中でぜひ適用をしていただくように、まずはこちらのほうを勝ち取りたいというふうに思っております。

○15番（福田清宏君） ぜひともそういうふうにお願ひするところではありますが、魚群探知機やGPS等の更新は沿岸漁業の存亡の危機と言っても過言ではないと思っております。

県のこの事業の実施年度は令和元年度から令和3年度までの3カ年間で、補助率は2分の1以内であります。したがって、市の補助率は漁協負担の2分の1相応の率となりますので、市単独の補助からすると多分に軽減されてくると思うところでもあります。ぜひとも、この「等」の中に魚群探知機やGPS等が含まれるように御努力を重ねてお願ひしますが、あわせて、各漁協の負担の2分の1に対する応分の補助についても御一考いただきたいと思ひますが、いま一度お考えをお願ひします。

○市長（田畑誠一君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現段階では、県の新しいこの事業をぜひ幅広い角度から認めてもらいたいという要望を引き続き、まずはこの要望を続けてまいりたいと思っております。

○15番（福田清宏君） 御努力を続けていきたいということでもあります。

漁師のまちに育った我々は、水産業の火が消えることのないように施策を打っていく、そのことが、

今、生かされている者の務めであると思ひするとき、ここはひとつ踏ん張らなければならないと思ひます。どうか御一考いただきますことを期待して、次の項に進めさせていただきます。

二つ目は、在宅福祉アドバイザーについてお伺いをいたします。

まず、設置の目的についてお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 在宅福祉アドバイザーの設置目的についてであります。

この在宅福祉アドバイザーにつきましては、昭和59年以前、旧串木野市婦人会連絡協議会が、「声かけさん」として自治公民館単位の婦人会で開始し、昭和60年に名称を「ともしびグループ」と改めております。

今から30年も前、平成2年に、県地域婦人団体連絡協議会において、当時の南ツギエ会長が県に働きかけ、私も南会長と同行し、一緒に知事をお願いいたしました。その後、県事業として、県内各地で取り込まれることになった事業であります。まさに、今日の高齢化社会に必要な相互扶助の精神を見据えた婦人会ならではの慧眼に富んだすばらしい活動だと思ひます。

本市においては、これまで市婦人会で実施していたともしびグループ活動を在宅福祉アドバイザー事業として実施することとし、その後、平成27年3月に現在の設置要綱を定めております。

設置要綱では、その目的として、高齢者など援護を必要とする人々に対し、声かけや安否確認などを行い、地域保健福祉システムの円滑な形成及び効果的な推進を図るためとしており、地域の高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、地域ぐるみで助け合い、必要なときに手を差し伸べることができるように設置をしているものであります。

○15番（福田清宏君） 設置要綱についてお伺いしましたが、私が平成26年度に一般質問をした後、市長答弁にありましたように、平成27年に設置された要綱であり、これに基づいて市長の委嘱がされておるところであります。

この設置目的の中に、「地域保健福祉システムの

円滑な形成及び効果的な推進を図るため」とありますが、どのようなことを包括しているのか、よろしければ御説明いただきたいと思ひます。

○福祉課長（立野美恵子君） この地域保健福祉システムの円滑な形成及び効果的な推進を図るためということは、地域において保健や福祉の事業等につなぐ役目を担う、そしてまた、効果的に推進をすることを担うということで、中心的な役割を担うということもありますが、本市においては、まだその要綱の中では相談等を受けるなど、民生委員や市に關係機関に連携協力をするなどということにしているところであります。

○15番（福田清宏君） それでは、三つ目の質問であります、設置要綱の第3条、委嘱には「推進員は福祉向上、ボランティア活動に理解と熱意を有する者のうちから、いちき串木野市地域女性団体連絡協議会の下部組織である地区女性連等から推薦された者（地区女性連等がない地区については自治公民館長から推薦された者）を市長が委嘱するとあります。市長は、各自治公民館単位に在宅福祉アドバイザーとして何名を委嘱されているかについてお伺いをいたします。

○福祉課長（立野美恵子君） 在宅福祉アドバイザーは現在256名を登録しているところであります。

○15番（福田清宏君） もうちょっと詳しく説明があるかと思ひましたが、詳細に聞きましょうね。

各自治公民館単位には何名おいでですか。それから、地区女性連等から推薦された者というのは何名いらっしやいますかね。そして、各自治公民館から推薦された方というのは何名ですか。それは、各自治公民館全てに委嘱された方がおいでですか。とりあえずは、お聞きをいたしたいと思ひます。

○福祉課長（立野美恵子君） まず、設置された公民館当たりの人数は大体2人から3人となっております。

次に、地区女性連から推薦をしているところは63公民館で165名、自治公民館長からの推薦は44公民館で91名となっております。また、設置されていない公民館については、36公民館ある状況であります。

○15番（福田清宏君） 推薦された団体からの数

がいろいろと出てきたんですがね、やはり最後に36公民館、二、三人と言えば100人になりますよね。こういう方々が委嘱なしで活動しているのが現況です。この現況が、果たして在宅福祉アドバイザーという設置要綱の流れを踏まえながらも、現実的には福祉アドバイザーとして、どういう形で対処すべきか、どういう形で福祉課がこれをもって対応していくか、そのことについてお伺いをいたします。

○福祉課長（立野美恵子君） 在宅福祉アドバイザーについては、高齢者の見守りは、住みなれた地域で安心して暮らし続ける支えになりますので、全地域で取り組むべきとは考えてはおりますが、在宅福祉アドバイザーについては、女性連のともしびグループによって成り立っておる事業でありますので、そのともしびグループを中心にやっていくものだと考えております。

○15番（福田清宏君） そうですかね。これね、ともしびグループにおんぶしたようなことじゃなかったんですか。独自に、福祉行政として、この在宅福祉アドバイザーを捉えるならば、各公民館二、三人はおってほしいなということが基本であるとすれば、その道を選ぶべきであったらと思ひます。26年の質問のときにも、その趣旨を申し上げたところであります。

全ての自治公民館に設置するためには、やはりこの設置要綱の見直しが必要であらうと思ひます。少し提案があったことを申し上げますが、お答えができる範囲で結構でございますので、願ひします。

まずは、いちき串木野市在宅福祉アドバイザー（ともしびグループ活動推進員）の括弧書きはもういいでしょう、外していいんじゃないですかね。

そして、設置要綱の第3条、委嘱の「推進員は福祉向上、ボランティア活動に理解と熱意を有する者のうちから」の次からは削除をして、そして「のうちから、ともしびグループ及び自治公民館長、または民生委員から推薦された者を市長が委嘱する」というふうに条文を改めていくのが現状に合ってるんじゃないかというふうに思ひますが、いかがですか、お伺いをいたします。

○福祉課長（立野美恵子君） 先ほどから述べて

おりますが、在宅福祉アドバイザーは女性連のともしびグループから成り立っておる事業であります。その協力がなければ、現段階では実施が難しいところもあり、ただ、今後については慎重に検討しないといけないとも考えております。

○15番（福田清宏君） 非常に答弁厳しいですね。言いにくいことだと思えます。だけど、言わなきゃならないんですよ。何も、ともしびグループをないがしろにする気持ちは毛頭ありません、ありませんが、この設置要綱に縛られた形の答弁ではいけないと思えます。

現状はそうじゃないと思うんですね。さっき言われたじゃないですか、市長の委嘱を受けてない方々が活動されている公民館が36あるんだと。相当な数ですよ。そういう現況をやっぱりきちんと把握しなければいけないと思えます。

だから、ともしびグループの協力を得るなどか、協力するなどかというのは一切言ってません。歴史あることも十分知っています。南ツギエ会長とも十分語った日もあります。市長はさらに語っておられます。ですが、現在、県の補助事業はないんでしょう。県の補助事業があったときの考えは今の答弁でいいと思えますよ。なくなった以上は、市独自の在宅福祉アドバイザーの要綱を設置すべきではないんですか。そう思いますよね。

だから、ともしびグループを外した要綱にせよとは一つも言ってません。私は、ともしびグループ及び自治公民館長、または民生委員から推薦された者を市長が委嘱するというふうに変えたらどうですかというふうに言ってるんです。

これが現状にあってるでしょう。どうですかね。そんなふうに思いますが、再度お答えいただきたいと思えます。

○副市長（中屋謙治君） 私のほうから少し御説明をさせていただければと思えます。

御質問の在宅福祉アドバイザーでございますが、これまでの経緯、先ほど来ありますように、市の婦人会が立ち上げたともしびグループ活動がベースとなっております。その後、県事業の在宅福祉アドバイザー事業として実施され、そして、現在の形態に

なってきたものでございます。

したがいまして、本市の設置要綱でうたっております在宅福祉アドバイザーとともしびグループ活動推進員というのは同じものということで捉えて、規定もしております。そういうことで、活動内容としても、名前は二つございますが、同じという認識でございます。

ちなみに、アドバイザー、すなわち、ともしびグループでございますが、活動内容として三つ規定をいたしております。1点目が、訪問対象世帯に対する声かけ、それと安否確認。二つ目が、市及び民生委員と関係機関への連携協力。そして、最後に、訪問活動記録の記入及び市長への提出。こういう三つの任務ということで福祉アドバイザー、すなわち、ともしびグループを設置しております。

先ほど福祉課長から述べましたように、全ての公民館にまだ設置がされていないということについては今後努力していく必要があると考えております。

○15番（福田清宏君） いろいろ答弁されておりますが、私が申し上げている趣旨は、在宅福祉アドバイザーが全自治公民館になくてもいいんですかと。しかも、市長の委嘱のない方々が見守り隊として活動している公民館はあるんですよ。ですがやはり、市が、福祉課が、在宅福祉アドバイザーを設置して、高齢者など援護を必要とする人たちの手助けをしようということであるならば、全自治公民館に、市が、福祉課が委嘱する在宅福祉アドバイザーを設置すべきではないかという観点から質問をしているわけでありまして、過去の歴史等々については、あるいは目的等々については、もう26年の質問のときに十分やりとりをしたと記憶をしております。

だから、この1点について、今後見直さなければ、まだまだ増えますよ、市長の委嘱をされない福祉アドバイザーが。だから、福祉アドバイザー、イコールともしびグループでは対応し切れない、そういう時になったんじゃないんですかということをお願いしているんですよ。違いますかね。

だから、今、副市長も言われたように、在宅福祉アドバイザー、イコールともしびグループでは、各公民館への在宅福祉アドバイザー設置は対応し切れ

んですよ。そういう時代になってるんです。だからやっぱり、そこらあたりをきちんと判断をされることがよしいんじゃないかと思います。

もともと、ともしびの活動は主婦連の活動から始まったということは、さっき市長も仰せのとおり、そのように理解をしています。であれば、その元締めは、今は市地域女性連でありましょうから、担当は社会教育課になるんですかね。在宅福祉アドバイザーの庶務は福祉課の事業だとすれば、当然、福祉課に置かなければなりません、ともしびグループの活動自体は市地域女性連の活動だと位置づけるならば、その事務局である社会教育課がやるべきであると思うところです。

だから、そういういろんな公民館活動の動き、女性の活動の動きからしても、福祉アドバイザーはともしびグループから推薦される人だけでは、全自治公民館に行き着かないので、ともしびグループや自治公民館長や、あるいは一番密接に関係のある民生委員さんたちの推薦をいただいて、市長が委嘱すべきではないのかなということを示しているわけでありまして。

決して、ともしびグループをないがしろにしなさいとか、否定しなさいということは一言も言っておりません。お考えがあれば、お答えください。

○副市長（中屋謙治君） 先ほど、市内全域の中でまだ36の公民館に、ともしびグループ、すなわちアドバイザーが設置されていないということを福祉課長のほうから答弁をいたしたところでございますが、これまでの経緯、議員も仰せのとおりでございます。女性連のともしびグループが中心となって続けてきた事業でございます。こういう経緯の中で、今、この36の、女性連とつながっておらず、活動を行っていない、あるいはまだ委嘱がされていない地区にありましても、望ましい姿としては、市と女性連が協力して、そして、市内全域でこの見守り活動が行われるというのが一番望ましい姿ではなかろうかと。そういうことからいたしますと、各公民館、あるいはまちづくり協議会の婦人部、女性部が全て市の女性連とつながるとというのが最も望ましい姿ではなかろうかと思うところでございます。各公民館

の婦人部、女性部が全て女性連とつながって、情報共有、研鑽を図りながら、そして一つの大きな力となってこの事業が展開されるというのが最も望ましい姿ではなかろうかと、こういう考え方で、この事業、今後進めていったらというのが現時点での考えでございます。

○15番（福田清宏君） まちづくり協議会を立ち上げるときの担当者が言うべきことじゃないと私は思います。違うでしょう。あなたが最初、まち協を立ち上げるときの説明したり。ちゃんと資料もまだとってますよ、ぼろぼろになりながらも。女性連はまち協の一構成員でしょう。違うんですか。そのような指導をしてきたじゃないですか。

だから、市地域女性連とまち協の女性部が云々というその考え方はないでしょう、結局。市地域女性連は任意団体じゃないですか。市との関わりはいろいろあったにしても、まち協の設立はそうじゃないでしょう。違うんですか。そこを、今、副市長が答弁されるような状況に事を運ぼうとすれば、それは大変なことになりますよ。

地区の女性会をやめるときに市婦連がどんなこと言ったと思いますか。あえて言いませんがね。もうちょっと現場を理解してくださいよ。そうしないと違う方向にこのことは進むんじゃないかと思います。

これ以上の議論はまた時間がないので、次に回したいと思いますね。

だからやっぱり、そこは在宅福祉アドバイザーは市の福祉課の施策としてやるのか、やらんのか。今の話を聞いていると、ともしびグループの施策みたいじゃないですか。もう少しやはり、その辺の現状を考えて、工夫をしてやらなければ、不公平が生まれますよ、高齢者の皆さんにね。

そんな思いがあって今回は質問をしております。そのほかについては、また、質問する機会があると思いますので、いろんな形で、市長を初め、担当課が検討されますことを期待をして、この項を終わりたいと思います。

市長、どうぞ。

○市長（田畑誠一君） 今日の豊かな社会を築いてくださった高齢者の皆さんに感謝して、いたわり、

見守るといふことは、今を生きる私たちの使命であります。そういう高い観点から、福田議員様々、そのあり方をどうすべきかというお話しをなさいました。たくさん御意見をいただきました。

私は、市長として、在宅福祉アドバイザー、ともしびについては、市女性連の皆様方がこれまで100年以上の歴史を誇り、その活動の基本方針にもありますとおり、明るく住みよい地域社会づくりという理念を掲げられ、女性の知恵と実践でともしび活動のような高齢者をいたわる福祉活動を初め、一人だけの金婚を祝い励ます会、青少年健全育成、PTA託児、交通安全母の会、バザーによる市内の小中学校への図書費寄贈、たび重なる被災地への募金活動、市民体育大会におけるマスケーム、見送り活動など、あらゆる分野で地域社会に貢献してこられました。

また、平成5年の旧串木野市における5大プロジェクト竣工祝賀会の際は、市婦人会の総力を挙げて提灯行列で花を添えていただくなど、これまで市政の推進、発展に向けての貢献ははかり知れないものがあると私は思っております。このように輝かしい伝統と功績を積み上げてこられた姿は本市の誇りであり、現在においても、地域づくりの大きな力となります。

私は、したがいまして、この市女性連の力を弱めたいはいけない、さらに、組織の弱体化があつてはならないと思っております。市女性連の皆様が市全体でまとまり、一つの輪になっていただくことが市政の運営にも不可欠であると考えます。

したがいまして、公民館婦人部、女性部が市女性連の皆さんと一体となるよう、市といたしましても支援をしてみたい、取り組んでみたいと考えております。

市民の皆様方がいつまでも健康で明るく暮らせるまちづくりのために、市女性連の皆様やまちづくり協議会、公民館など、地域づくりの根幹を担う皆様方が手に手をとって取り組んでいただくことを切に願っているところであります。

○15番（福田清宏君） 私の質問の答弁としては、少しかけ離れてきたようでありますので、この項を終わって、次に進めさせていただきます。

三つ目は、御倉山の整備についてであります。

御倉町公民館地内の西側北寄りの市道に接する御倉山、保安林、市有林ですが、の支障木伐採等の整備計画について、お伺いをいたします。

○農政課長（富永孝志君） 御倉山の整備についてであります。

御倉山は昭和29年11月に国有林から払い下げを受け、保安林指定されております。これまで市道や電線等にかかる支障木の伐採や枝打ちなどを行ってまいりました。近年では、県の森林環境税の事業を活用し、平成28年度に浦和町側を、29年度に新生町側の不用木伐採を実施しております。

しかしながら、保安林内には道路等に飛び出してきたような木や樹高が非常に高くなってしまった木などが多く残っており、伐採の必要性を認識しているところでございます。

保安林内の間伐に当たりますは、施業制限等が定められておりますので、県と協議しながら伐採を計画してまいります。

○15番（福田清宏君） ようやく本年度から御倉山新生町側からの整備が予算化されました。大変うれしく、公民館の皆さんも喜んでおられます。

2カ年かかって、御倉山の新生町側が整備されるということですが、去る5月26日日曜日です。御倉町公民館地内の西側北寄りの市道に接する、いわゆる弓道場から御倉町の公民館の間の、御倉山です、御倉町寄りです。早朝の倒木でした。朝早い時間の倒木でしたが、人家、家屋、車庫等に被害がなくて幸いであつたと思えます。

日曜日にかかわらず、消防署、土木課、農政課の職員の迅速な連携によって、約10メートルを超すかなと思う倒木の処理は、目を見張るような活動でありました。

今、課長から答弁ありましたが、この十数年来、御倉町側の整備がされていないのではないかとこのように思えます。したがいまして、早急に現状を再確認して、この場所の整備計画を立てていくべきではなかろうかと。整備計画を立てる前にやらないかとじゃないかと。そういう状況にあると思えますが、現場を調査されていると思えますけれども、いかが

ですかね、お伺いいたします。

○農政課長（富永孝志君） 先ほど答弁いたしましたとおり、実際、保安林内には道路側に突き出してきた枝と、あと、松については相当、樹高が高くなってきておまして、危険だということで認識している状況でございますので、今、森林の施工業者とか、県の振興局と協議をしながら、伐採の計画を立ててまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） 本当に、さっき言いましたように、人命にも家屋にも被害がなくてよかったですと思いますよ。現場に飛んで行って、びっくりしました。

やっぱりこういうことがもう二度と起こらないように、今からまた台風シーズンを迎えます。そういうことからすると、今、答弁にあったように早急に対応していただくことを切望して、この項を終わりたいと思います。

次に、4番目は文京町住宅についてであります。空き部屋が見受けられる文京町住宅の入居状況と入居者募集について、お伺いをいたします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 文京町住宅の入居状況及び入居者募集についてであります。

5月末現在で管理戸数52戸に対し、入居戸数44戸で、8戸の空き家となっておりますが、うち2戸は浜西住宅建替えの政策空家としておりますので、一般公募空き家は6戸であります。この6戸のうち4戸は、今年3月、4月に退去しており、修繕の必要な住宅を除き、この4戸のうち2戸は、4月、6月に募集、お知らせ版とホームページにより公募を行っております。

昨年度におきましては、公募5回で7軒行いましたが、申し込み3軒で入居も3軒でありました。

○15番（福田清宏君） この2戸に備えた政策空家ですが、浜西住宅の建替えということですが、浜西の住宅は全部入居されているんじゃないんですか。そうじゃなくて、ここに2戸、2世帯、住んでいらっしゃるという理解でいいんですかね。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 政策空家が2戸と言いましたが、浜西住宅に住んでいる方々のうち、新しい建替え住宅に入る人もおられますが、中

には、この際、町のほうに出てきて、別な市営住宅に住むというの、建替えの中で希望をとっておりまして、そのために文京町住宅に2戸の政策空家を設けているところです。

○15番（福田清宏君） 今、空き家なんですね。だったら、もう壊すことわかってんだから、早く住んでいただくようにしないんですか。どうして、希望をとったら住むかもしれないからといって、空き家にしとくのですか、お伺いします。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 文京町に2戸の政策空家を設けておりますのは、今、先ほど説明しましたとおり、浜西住宅の現在の入居者が新しい住宅、あるいはほかの市営住宅に住むということで、今、ほかの住宅に住むという方への政策空家を文京町住宅に設けておりますが、建替え事業の事業進捗に合わせてでありますので、空いた時点で文京町住宅を政策空家として、浜西住宅から移るかもしれない方々のために文京町をあけております。

事業の進捗に合わせてといいますのは、補助期間がありますので、今のところ、まだ政策空家の状況にあります。

○15番（福田清宏君） 何かすっきりしないんだよな。建替えが進む中で、建替えているところの住宅に行かない人が住むかもしれないというんだったら、住んでもらえればよかじゃなかですか。いつまでそれ待ってるんですか。入居が始まるまでですか。あるいは、今の住宅が取り壊されるまで待ってるんですか。その間、家賃入らんとでしよう。入るんですか。伺います。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 現在は浜西住宅に住んでいる方ですので、浜西住宅での家賃は払っていただいております。

この浜西住宅の方が新しい住宅に入る方とは別に、他の市営住宅を好まれる方は高齢者でありまして、利便性を考えたときに、ちょっと言い方が悪いですが、町のほうに出てきて、利便性の高いところで住もうという方がいらっしゃるという希望をとっております。

時期的には新しい住宅が今年度12月に完成する予定ですので、今、現入居者の希望を再度、確認して、

固めているところでもあります。

○15番（福田清宏君） 高齢者の方であれば、入居希望じゃなくて、もう入居してもらうようにせないかんとやなかですか。何か不都合があるんですかね。より利便性を求めてということであれば、一日でも早く転居してもらうことが望ましいんじゃないんですか。

浜西住宅の家賃は入るかしらんけれども、文京町の家賃は入らんということになるんでしょう、入るまでは。そんな悠長なこと言っていいんですか。財政課長、おりますかね。財政課長、答えてもいいです。指名してありません。政策からしてもおかしいよ、それは。そういう人はもうわかってるんだったら、入居して移転してもらうように勧めたらどうなの。私はそう思うがな。

これ以上、答弁でけんね。できなきゃ先行くよ。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 現在のこの浜西住宅の入居者につきましては、建替え自体が、本来もう少し早くできるものとしておりましたが、完成が12月ということで、浜西住宅の新しい間取りができましたので、移る方への希望も今、とっているところですが、あわせて、ほかの住宅に移りたいという方についても、今、入居希望をまとめているところでもあります。

おっしゃるとおり、政策空家としている文京町住宅での空き家の2軒分は家賃は入らないところです。

○15番（福田清宏君） 結局、何て言えばいいのかな、今、浜西住宅の建替えで、建替えられた後に現場を確認した上で、その希望を決定するというのを待っていると、そんなことでいいですかね。そして、入らなければ公募するんでしょう。だったら早く転居してもらうように努力したほうがいいんじゃないですか。そんな気がしております。

次に進みます。

大きな修繕が必要だということで、公募をとめている部屋がありますか、伺います。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 長期的な大きな修繕はございませんが、1軒、給湯配管が、建物のコンクリート内で水漏れがあり、それをどのようにするかということで、今、業者と施工方法につい

て確認しているところでもありますので、修繕はその1軒であります。

○15番（福田清宏君） やっぱり部屋を遊ばせるというのは家賃収入がないということなんだよね。修理が必要なところはやっぱり修理をして、住宅の用に供さなきゃいけないんじゃないですか。いつまでもそういうはっきりした原因がわかって、そのままとくというのはちょっと理屈に合わないと思う。やっぱり稼働する財産は稼働させなきゃいかん、そう思いますね。

これ以上はここは出てこんです。本当に残念ですが。

それからね、3カ年間、空き家になっている部屋がありますか、伺います。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 文京町住宅においては3カ年の空き家はないです。

○15番（福田清宏君） 本当ですか。2部屋あると聞いていますがね。本当ですか。間違いはないですか。私が聞いたのが間違いですかね。お答えください。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 今、空いている空き家のうち、最も古い退去日が平成30年6月29日です。3カ年は経ってないところです。

ただ、政策空家におきましては、できれば高齢者ということで、1階、2階が空いた時点で押さえましたので、この政策空家については、今、ちょっと退去日がわからない状況です。

一般の6戸の空き家のうち、平成30年6月29日が一番古い退去日であります。

○15番（福田清宏君） 私の聞きとりが少しずれているようですから、また再度お聞きして、後日この住宅政策については質問したいと思いますが、今、言われた政策空家はもう何カ月も何年も政策空家として空いているんですかね。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 今のこの政策空家は浜西住宅の建替えが実施計画に載ったときですが、申しわけありませんが、この日付的なものは、今、把握しておりません。

○15番（福田清宏君） 相当数の日数空いているというふうに理解をしなきゃいかんと思いますが、

やっぱりちょっと考えてほしいね。積極的にやっぱり入居して、稼働する状況をやっぱりつくっていかないといけないんじゃないかと、そういうふうに思います。ここはもうこれで一応置きましょう。

それから、入居者の募集についてですが、広報やお知らせ版で再三行われているんですがね、集会所の掲示板を使うという試みはされたことはありませんか。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 今のところ、お知らせ版とホームページによる公募だけを行っている状況です。

○15番（福田清宏君） 募集をされて、入居されたかどうかは、次の募集があるまでわからんよね、市民は。だからやっぱり、募集して、入居がなかったら、お知らせ版でも広報でも、次のということで、随時、募集の案内をしていかないと、空き部屋のままで進むんじゃないかな、そんなふうに思いますね。これもひとつお考えいただきたいと思います。

やっぱり空き家が多いとなると、文京町の自治公民館の活動にも支障が出てくるんですよ。これが一番の問題。考えたことありますか、自治公民館の活動と入居してない、しているということの関わりというのは。ないですよ。

やっぱり自治公民館の活動というのは、一生懸命、市長もその施策の中で言ってらっしゃるんですよ。だけど、やっぱりそういうことで空き家が多いために。でしょう。もう1割強でしょう、空き家が。やっぱり活動に限りが出てくるというのは考えてあげなきゃいかんんじゃないかな。そんなふうに思いますね。難しいかな、答弁は。

それじゃあ、次、行こう。

やはり修理については、敷金というのが今も歳計外であるのかな。だから、やっぱりそういういろんなのでそれで足りなければ、新たに予算をつけて、稼働できる、入居できる状況に住宅は持っていくのが務めじゃないのかな。そんなふうに思いますね。

そうしないと、やはり市営住宅といえども、市民の財産なんですよ。今、複式簿記でないから、減価償却という項目がないけど、これ複式簿記になったら、全部わかってきますよ。やっぱりそういうと

ころからすると、稼働させる努力、工夫をしないといかんんじゃないか、そういうふうに思います。

一生懸命されていることは認めるんですよ、認めますが、その上に、やはり空き家があるということは、どこかに何かがあるからだと思うんですね。そういうことから行きますと、そういうことをお願いをして、そして、やっぱり家賃収入の道を開かずに。1円でも1,000円でも市の収入を増やす努力をせないかんと思いますよ。そのためには、真剣に入居できる状況をつくっていかなくやいかん。こういうふうに思います。最後にひとつお答えください。

○都市計画課長（火野坂 斉君） 市営住宅を退去された場合には、先ほど言われた敷金3カ月分を預かっておりますが、その敷金は入居者にお返しします。そのお返ししたお金は、畳のごご替え、あるいはふすまの張りかえ等を行っていただいておりますが、それでは足りないです。

そのほか、建物が古くなってきておりますので、例えば、クロスが剥げたり、壁が傷んだり、床が傷んだりした分はすぐに修繕をかけて、公募をかけている状況にあります。

市営住宅の入居率なんですが、平成26年4月現在で97%でした。27年から29年度台までは95%台で保っていたんですが、平成30年4月で93.8%、平成31年4月で90.45%まで落ち込んできております。この90.45%の一般空き家は46戸であります。

この空き家の原因について考えてみたんですが、先ほど言いましたとおり、数年前まではほとんど郊外だけが空き家が発生した状況でありましたが、現在は文京町団地のみならず、ひばりが丘団地やアクアホールの近くの日ノ出住宅、あるいは人気のあったウッドタウン住宅においても、平成28年度ごろから申し込み件数、入居件数が減少しております。原因としては、人口減少も一因と考えておりますが、そのほか、民間のアパートが平成29年度までは年間10戸前後の建設でありましたが、平成30年度には9棟81戸と、非常に多く新築されたことも影響しているのではないかと考えられます。

この市営住宅の入居に関しても、その都度、募集に心がけ、入居促進を図ってまいりたいと考えてお

ります。

○15番（福田清宏君） 高額所得者に対する明け渡し請求とか、こういうものを見直しも、やっぱり人口減少対策の一環としてみていかならん時がくると思うんです。

これはもう住宅政策として、また、いつの日か質問をしたいと思いますので、今日はこの項についての質問はこれで終わって、先に進みたいと思います。

○議長（平石耕二君） 福田清宏議員に申し上げます。質問の途中ですが、12時になりましたので、昼食のため休憩いたしたいと思います。再開は午後1時15分といたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時15分

○議長（平石耕二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、福田清宏議員、質問を行ってください。

○15番（福田清宏君） 午前中に引き続き、質問を続けさせていただきます。

五つ目は、いちき串木野市総合体育館について、午前8時30分からの開館時間の運用について、お伺いいたします。

去る6月2日日曜日午前9時から、いちき串木野市空手道大会がいちき串木野市総合体育館において開催をされました。市長も出席をされて、来賓の挨拶をされた空手道大会であります。私も、案内をいただいておりますので、8時ごろに出向きました。

小雨降る中に大会の参加者を初め、保護者や大会関係者の皆さん方が総合体育館の玄関の鍵がかかっているために、館内に入れずに外におられました。話を聞きますと、開館時間が8時30分のため、職員は出勤しているが、玄関の鍵をあけてくれないので、小雨降る中、玄関付近の外で開館の時間を待っているとのことでありました。このようなことは、諸大会においても同様とのことでもありました。

教育長、このような実態、御存じでしたか。まずはお伺いします。

○教育長（有村 孝君） 8時半、条例で開館時間を決めてあるわけですがけれども、この前、空手道

大会に私はちょっと所用がありまして、出席できませんでした。これまでは、いろいろ事前打ち合わせ等で、もしそういう申し出があれば、配慮して、開館したという実態は聞いております。

○15番（福田清宏君） 今の話は8時半より早く開館をしたことがあるというふうに理解していいんですかね。お伺いします。

○教育長（有村 孝君） 総合体育館は条例で8時30分開館と定められているんですけども、大会等で、会場設営とか、あるいは選手の準備の時間を要するような場合には、大会主催者と指定管理者が事前に打ち合わせをしていただきまして、8時30分以前に開館するようにしていますが、今、議員お尋ねの件につきましては、事前の打ち合わせがちょっと不十分だったのかなと感じております。今後はやっぱり事前の打ち合わせや開館時間等の要望等の確認を十分行いまして、できるだけ大会運営に支障の出ないように配慮してまいりたい、努めてまいりたいと思っております。

○15番（福田清宏君） 善処の方向での答弁がありましたけれども、いちき串木野市総合運動公園体育施設条例の第7条、供用時間ですが、第1項に体育施設の供用時間は今、教育長、言われたとおり、別表3のとおりということで、午前8時30分から午後10時ということになっています。

第2項には、前項の規定にかかわらず、教育委員会、または、指定管理者は体育施設の管理運営上、特に必要があると認めるときは供用時間を変更することができる、こうなっておりますので、繰り上げること可能というふうに理解するんですがね。

さっき言われたようなことで、時に応じて繰り上げているというやり方はやっぱり違うかなと。やっぱり8時半に開場して、9時からの開会式で、30分のうちに準備運動もできませんよ、選手は。だから、9時開会式という大会の場合は、おのずともう8時に開館するという状況をつくられたほうがいいんじゃないかと思うんですがね。前の日ももし大会が入っていたら、準備できないでしょう、会場の設営は。たまたまこの大会では前の日に準備ができたようなふうにも聞いていますがね。だけど、30分では準備

もでけんですよ、本当に。そう思いますよ。

だから、そういうことをうちうちに定めておいて、何時から開会式という時間を見て、8時半を8時に繰り上げるとか、そういうことの指示をするような形がとれないのかどうか、再度お伺いをいたします。

○教育長（有村 孝君） 議員仰せのとおり、9時開会となった場合は確かに8時半の開館では間に合いません。ですから、そういうときには、先ほど申しましたように、事前の準備、あるいは打ち合わせ、あるいは予約に来られますので、そういうときに指定管理者のほうから開館時間はというようなことも聞き出して、対応していったらいいんじゃないかなと。

今、一番早かったのは7時半だと。開館7時半ですね。今回の場合は、今、議員仰せのとおり、前日に準備ができた。ただし、9時の開会にはちょっと遅いということで8時、あるいはその前に開館したらよかったのかなと思ったりはしますが、いずれにしてもまた、さらに徹底して、事前打ち合わせ等、あるいは開館時間等を事前に確認するように指定管理者を通じて、また指導してまいりたいと思っているところでございます。

○15番（福田清宏君） みんな来て、雨の中を開けてくださいと言ってお願いしてるんですよ。職員は出勤してるんですよ。それでも、律儀なんですよ。そういうおそらく指示が出てたんじゃないんですか、8時半開館だよと、それまで開けちゃいかんよという。そんなふうには見えませんでした。ずっと見てました、30分以上。

だからやっぱり、スポーツの振興を図ろうとして、一生懸命努力をされてできた総合体育館じゃないですか。こういうものは、事前に開会式、時間を把握できるわけですから、申し込みのときに、やっぱりやらないといかんのじゃないかと思えますね。

市内の選手、関係者に合わせて、市外からもたくさんみえてるんですよ。

2020年の燃ゆる感動かごしま国体、第70回国民体育大会とか、燃ゆる感動かごしま大会第20回全国障害者スポーツ大会。そして、東京オリンピック等々、来年以降控えておまして、いやがおうにもスポー

ツ熱が上がっているんですね。そしてまた、今年は南部九州高校総体バスケットボール大会も開催されますね。

いろんなこういう形を考えれば、もう8時半の開館は8時というふうに読み替えるぐらいの指示を出されたほうがいいんじゃないかと思えますね。

8時の開館だから、8時半の開会式というのは勝手です、それは。それ以上は要らないと思います。来賓の皆さんは9時開会に合わせて行くわけですから、8時半の開場の後なんですよ。だから、この実態は知らない。

だから、こういうときにこういうふうにあえて取り上げましたが、やっぱり総合体育館をつくった以上は使ってもらわなきゃいかん。そのためには、開館時間の運用をきちんとしていくということが必要ではないかと思いますが、先ほどの教育長の答弁のとおりであるとすれば、再度の答弁を求めませんけれども、早速そういうようなことで御協議、指示をしていただいて、こういうことがないようにですね。

やっぱりスポーツ大会、大事してやらないかんですよ。それから、教育委員会はいちき串木野市体育協会もその流れにあるわけですからですね。専門競技ですよ。その人たちがそういう時間に制約されて、大会を開くというのはやっぱりよくないと思えますね。

そういうことも含めながら、ぜひとも開館8時30分を、30分繰り上げて、8時の開館ということをやりたい、対応していくということを御指示されることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

本日、全ての一般質問を終わります。

○議長（平石耕二君） 次に、田中和矢議員の発言を許します。

[4番田中和矢君登壇]

○4番（田中和矢君） 生福小学校の学童保育所を小学校のすぐ隣接地の生福保育所内に新設できないかをお伺いいたします。

また、これは強い要望ということにもなります。

先日5月16日、議員と語る会の生福の会場で若いお母さんたちの真剣で切実な訴えがありました。ウッドダウンの100世帯の中の若いお母さんやひとり

親家庭の悩みは本当にかわいそうなぐらいのものでした。それは、父親と母親の両方で働かないと生活ができないという実情、現状であるということです。

小学生を持つこの方々は、生徒数88人の放課後学童クラブがないために、この方々はフルタイムで夕方まで働けない。保育園では18時または19時まで預かってもらえますが、小学生になると、これは小1の壁とも言うそうです、私は初めて聞きましたが。中1の壁というのは教科が変わる、教科担任になるとかいうことで知っておりましたが、小1の壁というふうにいるそうです。それもお母さんたちに教えていただきました。

1年生、2年生が3時までで終わる。3年生以上は4時までだそうです。それ以降は親が迎えに行ける6時、7時まで一人で留守番をさせることとなります。テレビやゲームを長時間やっていたり、そのようなことで、教育上もよくないということだそうです。私もそう思います。昨今のさまざまな事件や事故等を考えると不安であるとおっしゃっていました。その日の議員と語る会が終わりましたら、その後、生福コミュニティセンターの外で40分ほど、お話もしました。まことに切実な訴えでした。

後日、1週間ぐらいした後、8人のお母さんたちから私に電話があり、呼ばれました。2時間ぐらいの話し合いの場でさまざまな生の声を聞きましたが、その中で印象的な言葉を幾つか御紹介いたします。

一つですが、これは、お母さん方がおっしゃったことをそのままお話しします。

ほかの市から転入してきたが、ほかの市と同様に各学校区に学童クラブがあるものと考え、ウッドタウンに住むこととなりました。ウッドタウンは環境もよく、本当に子どものためにもいい住宅だなと思います。ところが、生福小学校に放課後学童クラブがないために本当に困っています。場合によっては、せつかくいちき串木野市に転入してきたにもかかわらず、転居を考えざるを得ないというお話でした。

そのほかにも一つ。他市から移ってきたときに、ウッドタウンにですね、アンケートで学童クラブの件をしっかりと書きました。困っている旨を書きました。ところが、何年経ってもそのことに対する調

査でさえも一回もありませんということでした。

最後にもう一つだけ御紹介しますが、市長さんは、子どもは地域の宝、子どもは社会の宝とよくおっしゃいます。であるなら、ぜひ、いちき串木野市が産み育てにくい社会、地域にならないように、温かい手を差し伸べていただける住みやすい市であるということを証明して、実行していただきたい。困っている、悩んでいる母親をどうか助けてもらいたいという話でした。本当に切実な訴えでした。

そして、私たちは——お母さん方ですね、来年度からとか、予算取りをしてとか、そういうことでは困るんですと。私たちは明日、子どもをどうしようかと困っています。できるだけ早く対処していただきたい、設置していただきたいということでした。

そこで、壇上からの質問としては、この一般質問の聞き取りのときに担当課のほうからお聞きしましたけれども、10年前に、実は生福小学校に放課後学童クラブのことを予算化する寸前まで、私はそのころ、議員じゃありませんでしたので詳しいことは知りませんが、そこまで行ったそうです。

それがどうして今の状況になっているのか、放置されているのか。何か大きな問題でもあったんでしょうか。ネックになっている問題はこういったことだったのか。

その当時、田畑誠一市長も既にもう市長になっておられたはずですので、その辺のことをよく覚えておられると思いますので、私にまず教えて、説明してください。お願いいたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 田中和矢議員の御質問にお答えをいたします。

お述べになられましたとおり、子どもたちは未来の宝であります。社会全体で支えていくというのが私たち大人の責務だと思っております。

したがいまして、今からお述べいたしますけれども、子どもに対する政策については、議会の皆さん方のたくさんの御意見をいただきながら、種々、施策を展開してまいりました。やはり総合的に考えなきゃいけないなと思っております。

子育て世帯に対する施策というのは、妊娠初期か

ら子育て期において、それぞれ段階的に対応した支援、情報提供が切れ目なく行われることが重要であると思います。

そこで、先ほど申し上げましたとおり、議会の皆さんの強い御要望やいただき、御理解をいただいて、これまで種々、本市は施策をしてまいりました。

申し上げますと、御承知のとおり、中学校卒業までの子どもの医療費助成、子育て支援モバイルサービス事業、乳児の紙おむつの支給、購入費の補助助成。未来の宝子育て支援金を14年前から始めております。子育て支援センター事業、病児病後児保育事業。昨年度は国に先駆けて、国は今年の消費税を上げてから3歳以上の保育料を無料化しておりますが、本市は議会の皆さん方の御提言をいただいて、昨年より既に3歳以上の第2子の保育料の無料化も実施しております。

また、昨年より本年度にかけて、教育環境の整備として、これも議会の皆さん方から強い御要請をいただいて、市内、小中学校の普通教室に、県下のトップを切って、空調設備を整備いたしました。また、幼稚園にも整備をしたところであります。

このように、私は少子化対策というのはとても大事なことであって、優先的に取り組むべきことだと考えております。これからは諸施策について、こういった姿勢で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

生福保育所の学童クラブが予算化されようとして、そして、結果として設置に至らなかったということにつきましては、福祉課長から詳しく答弁をいたさせていただきます。

○福祉課長（立野美恵子君） 過去に生福地区に学童クラブができなかった理由ではありますが、平成18年10月、生福地区の公民館から開設をしたいという要望が上がってきました。翌年に生福地区で検討委員会を設けながら、何回か話し合いをしてきました。その話し合いの結果、生福学童クラブをつくるということで、平成20年の予算に市のほうも計上したところであります。

地区の公民館を借りるということで、仮の契約もし、実施することとしておりましたが、当初20名ほ

どの利用希望者があったのですが、実際に利用をするとなりましたら、利用希望者は長期休みだけの希望が多く、実際は7名程度の希望になり、少人数では利用負担も増えるということで、地元の準備委員会のほうから取り下げをしたいという話があり、取り下げになった経緯があります。

○4番（田中和矢君） 今、せっかく担当課長がお答えなつたんですけども、それは平成何年にそういうことがあったとおっしゃいましたっけ。公民館の検討委員会が立ち上がって、予算化しよう。そこがちょっと聞き取りにくかったんですが。

○福祉課長（立野美恵子君） 平成19年度中に話し合いをして、平成20年の4月から開所をするということでした。

○4番（田中和矢君） かなり煮詰まったところまで行った。しかし、実際は20名が希望したけれども、7名という少人数で、親の負担が大きくなるという理由、そういうことでよろしいでしょうか。

○福祉課長（立野美恵子君） 田中議員が仰せのとおり、利用希望人数が少なくなりますと負担が増えるということで、最終的な7名の方も希望されないということになった経緯があります。

○4番（田中和矢君） 平成20年という、今から11年前です。11年前だと大きく社会の状況もかわってきて、お母さんたちが共働きをされる人数も極端に増え、また、そうせざるを得ないような経済、社会情勢になっております。

ですから、10年以上前にそのようなことがあって、残念ながら実現できなかったことはよくわかりましたが、今、令和元年。11年以上経って、社会のお母さん方が大いに共働きで……。ここに放課後児童健全育成事業実施要綱というのを手に入れてあります。これは、ほかの地域ではどうだろうかと思って、私は川内、国分、鹿児島、6カ所ほど回ったり、電話のところもありましたが、やりましたが、それによりますと、もう現在は状況が全く変わってきている。この実施要綱に、目的のところにも書き添えてあります。近年における女性の就業割合の高まりや核家族の進行など云々と。放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、市

長のおっしゃる次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とすると。

その目的の点から見ても、10年前にこうだったから、今は検討するに値しないというようなことは、よもやなかろうと思いますが、聞き取りのときにお話ししました。そろそろそういう時期だなど、そういうような感触を担当課長、あるいは市長は、現在の心境としては、考え方としては、まずどのように思っているのか、お聞きします。

○福祉課長（立野美恵子君） 福祉課といたしましても、議員が仰せのとおり、今、働く女性の方が増えてきて、必要性はあると感じております。

そこで、本市としましても、学校教育課と、今、話し合いながら、まずはニーズ調査をしないと、どのくらいの利用希望があるのかわからないので、今、アンケート調査を実施するために話し合っているところであります。

○4番（田中和矢君） まずニーズを調べるといいますが、私が先ほど壇上からお話ししましたように、せっかく串木野に転入してこられた若いお母さん、若いお父さんたちが、学童クラブがないために串木野から出ていかざるを得ないとか、あるいは、非常に生活も苦しくて困っておりますという悲壮なお話があるんですから、ぜひ、数だけで判断するのではなくて、将来のことを考えれば、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

そこで、先ほど言いました6カ所の近隣の市町村にいろいろと行ったり、お聞きしたりしたわけですが、余り詳しいことを言うと時間もありませんので、簡単に言います。薩摩川内市では小学校が27校あるそうで、学童は36カ所。鹿児島市が小学校78校で学童保育が163カ所。国分が小学校35の学童が46。私たちが今、お願いしていますいちき串木野市、当市では小学校が9つでしたっけ。それで学童保育が4カ所、460人という数字です。

そこで、人数が少ないとということでしたので、その面でお話しますと、行って調べてきましたが、鹿児島市の谷山の錫山小学校というのがありますが、錫山小学校は生徒数55人、学童保育の平均人数が4名だそうです。それでも、市の担当者に聞くと、人

数が減ったからやめるというような話は全くなくて、ましてや鹿児島市に至っては、36年前から、昭和53年の2月からこのことを取り上げて、子どものために懸命にやっているということでした。

それから、薩摩川内市の人数をおっしゃったので言わせていただきますが、川内市の最も少ないところの学童の平均人数は12名だそうです。国分も最も少ない学童クラブの人数は平均十四、五名だということでした。

このようにして、最初の国の施策でやったときには40名とか10名とか言ってましたが、まさにこのことは参酌化ということで、この規定の参酌化。各自治体で、それぞれの実態に応じた運用の仕方を許されている。守るべき基準と参酌すべき基準というのがある。私たちのこのいずれの市でも、私たちはできるだけお母さんたちが安心して働き、子どもたちもしっかりと教育ができるようにということで、人数などは余り問題にしておりませんということでしたが、このことについて、担当課長だけでなく、市長は今、私がお話しました人数の件ではどのような感じを持たれるのでしょうか。

まず最初は立野課長。

○福祉課長（立野美恵子君） 今、議員が仰せになりました10人以下の放課後学童クラブについてですが、放課後の10人以下のクラブについては、過疎地域であれば国の補助対象になります。そのほか、統廃合により少人数になったところなど、条件があつて、国の補助対象になり、それを適用しているところがほとんどであります。

市としましては、市の財源等を考えますと、国庫補助の対象になる人数での運営が適切であると思います。

もし、生福地域でその人数を達成できないのであれば、ほかの地域に送迎等をして、学童クラブをつくる方法など、いろいろと考えていかないとはいえないと考えておりますので、まずはニーズを調査をして、地元の方と話し合つて、話を進めていけたらと思つているところであります。

○市長（田畑誠一君） 若いお母さんたちが夕方まで心置きなく働ける条件を整えというのは、非常

に大事なことだと思います。

そこで、繰り返しになりますけれども、かつて、10年経っておりますけれども、そのとき、そういう要望がありまして、生福地区では早速予算化をして、もう20年度から学童クラブの設置を考えておったんですが、先ほどからありますように、当初20名だったみたいですが、最終的に7名になったと。7名では負担の関係やらで、その7名の方々も辞退をされたということで、取り下げてくださいというのが今までの経緯でありました。

それは10年前ですから、今、田中議員おっしゃたとおり、それから10年後、大きく変わっております。御承知のとおり、全国的に生産年齢人口15歳から64歳までというのは、大変減少してきているんですけども、それでも24年から28年の4年間の就業者は170万人増えております。

その中の非常に特徴的なのは、今、田中議員お述べになっておられるとおり、若いお母さんたちが働くようになった。170万人のうちの147万人は女性の方です。

しかも、さらにつぶさに検討していきますと、子育て期であられる25歳から44歳の女性の就業率が、30年前、昭和61年が57%だったようですが、平成28年には72%。30年間で16ポイントぐらい上昇しております。

こういうことを受けて、国としても、女性活躍推進法というものを平成28年に制定をしたと。そして、女性の皆さん方のひたむきな労働力といいますか、そういったものを生産性を引き上げて、持続的に成長をさせていくと。女性の活躍推進の取り組みを着実に前進をさせるという狙いで、28年の4月に女性活躍推進法が制定されたことは御案内のとおりであります。

そこで、今、それなら今後どうするのかというお話をなさいました。学童をそこで設置するとなりますと、やはり何といたしても、地元の皆さんとの協議、検討を重ねていかなければなりません。

これから、地元の小学校区の保護者の皆さん、地域住民や小学校との十分な理解、協議等が必要でありますので、市としては、課長がさっきから答弁し

ておりますが、どれぐらいニーズがあるのかな。まずはこの調査をしてみたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 先ほどから人数のことが非常にクローズアップされていますが、いろいろと聞いてみますと、ほかの地域でもそうでしたが、最初は少なかったそうです。けれども、実際に運用、活用して、実施しているとどんどんどんどん増えていくと、そのような傾向があるそうです。

ですから、最初から10名いなければ、課長がおっしゃるように10名いなければ、あるいは何名いなければというような決めつけた発想ではなく、この悲壮な困っている皆さんを何とかしなきゃいかんと、そういうスタンスで、考え方で取り組んでいただきたいと思います。

この実施要綱を読んでも、たくさん、かなりのページ数がありますが、これにあちこち出てくるのは、それぞれの実態に応じて創意工夫を図りとか、それから、その自治体における児童の保護者の労働時間云々、やはり先ほど言いましたが、抽象的な言い方ですが、参酌化、斟酌して、しっかりと。やらないための基準とかアンケートとかじゃなくて、やるためには、実施するためにはどうすればいいかというのを、課長、しっかりと検討していただきたいと思います。

子どもは地域の宝、未来の宝ともおっしゃるわけですから、やる方向で調査をしないと、後ろ向きのやらない数字合わせや、そういうことではいかんと思っております。

もう本当に、このどのページを開いても、先ほど課長が読まれたのは、児童の数が10人未満の支援の単位については、山間地、漁業集落、僻地、離島で云々。それから、何でも法律というのは、原理原則が書いてあって、あと、ただし書きのところで、この間、教育長が答えられたのも、原理原則だけ答えて、ただし書きを意識的に飛ばされたのかなと思うような3月議会もありましたが、実はただし書きのところにこそ行政がやるべきことを書いてあります。

上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると認めた場合には、厚生労働大臣が

認めた場合には設置すると。そういうようなこともしっかりと書いてあります。

ただし書きのところにこそ真髓があると思います。田畑市長のいいところでもあると思います。どうかそのような観点からも、やらない理由づけをしないで、やるための、何とかならんか、運用はできないか、流用はできないかというようなことをやっていただきたいと思います。

それで、ほかの市来小、串木野小学校、それから照島小学校にあると。そこへ車で移動する方法も先ほど提案されましたが、やはり私はわざわざ公立保育園である生福保育所内にと明記して、これを提案しているわけです。

その理由は、やはり小さい子どもたちは小学校から道路を通ることもなく、組織上、フェンスで仕切ってはありますが、そういう場所に生福保育所というものがあるわけですし、それで、このお母さん方は空き教室もあるというふうには私には訴えられました。しかし聞き取りではないということでした。教育長の前の3月議会でも串木野中学校には空き教室はないという答弁でした。僕はどうも後ろ向きな発言だと思います。それは私がそういう提案をしたり、物を言うと、いろいろと、そこは使ってるんだ、使うんだというふうな予防線、バリアを張られているように私には感じてなりません。

お母さん方は生福保育所に実際に預けている方が何人も、8人も10人もおっしゃっているわけですから、そこを逆にむしろ、うまく調整して、空き教室を利用すれば、お金も大して要りません。よくヒト・モノ・カネと言いますが、ヒトは、県のいろんな研修等で4日間ぐらいでやれる。それから、それも同じくただし書きで、市長が特に認める場合というものもあると、たしか総務文教委員会で聞いたこともあります。

どうか、やらないための、できないための理由づけをするんじゃなくて、前向きにこのお母さんたちの気持ちにしっかりと寄り添って、実現できるようにやっていただきたいと思います。

それで、私は、お母さん方が集まっておられるところに2回行きましたが、その感触では、10人ど

ろの数字ではないと思っていますし、実際に運用を始めれば、そんないいものがあれば、私も入れたい、そして働きに行って、家計を少しでも楽にしたいという動きもあるでしょう。

それから、10月から保育所と幼稚園が無償化になります。3歳未満は、もちろんいろいろと条件もありますが、原則、保育園と幼稚園は無償化されます。そうなる、いろんな考え方、見方はあると思いますが、私はむしろ、これを機会に働きに出ようという方も増えるのではないかと思います。

その件について2点、長くなりましたけれども、保育所の空き教室のこと、それから、今後の、これはなかなか読みは難しいとは思いますが、保育園、幼稚園の無償化等については、どのように推移していくと予測されていますか。

○福祉課長（立野美恵子君） 生福保育所への放課後児童クラブの設置であります。生福保育所は現在、4歳、5歳児26名をまとめて、二つの部屋を使い、活動しております。その活動を一つの部屋にまとめて活動しているところを見られて、空いている部屋があると思われたのではないかと考えております。

今後、先ほども田中議員も言われましたが、保育の無償化により、保育園の入園希望があると思っております。それで、途中入園者がいれば、四、五歳の園児数が29人以上になり、2部屋必ず必要になり、去年までも空いている部屋はなく、今後もない状態が続くということで、この状況では生福保育所で実施することは困難な状況であります。

また、無償化になりますと、やはり働く女性が少しずつは増えていくのではないかと、私たちも予想はしておりますので、まずはアンケートを実施して、必要人数を把握して、次の段階に進んでいきたいと思っております。

○4番（田中和矢君） 先ほどの田畑市長の答弁でもありましたが、国や県に先駆けて、いろんな施策を打っていると。本当にありがたいことだと思います。それから、すぐ後には県下のトップを切って云々というの、いろいろと実績を披露されました。それに加えまして、この生福保育所内の学童保育所

をぜひ先駆けてやっていただきたいと強く要望します。

それから、この要綱の中に、放課後児童クラブ支援事業の中に、趣旨というところにいろいろと書いてありますが、ポイントだけ言いますと、学校敷地外の民家、アパート等を活用して、事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助などと。すごく書いてあります。それで、あくまでもこの事業の実施主体は市町村であると。そして、例によって、ただし書きとして、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるという表現になっています。やはりこういった教育とか、子育て。今、一番大事な問題ですので、事業主体、ここにも実施主体というところで、本事業の実施主体は市町村とすると断言してありますので、できない理由を見つけ探し出すのではなくて、何回も言いますが、実施に向けてより努力していただきたいと思います。

この1番目の質問の、私が今いろいろとお話ししましたが、市長はお聞きになって、最後、どのようにお感じなのかを、あるいはやろうという気があるのかないのかを含めて、よろしく願います。

○市長（田畑誠一君） 田中議員お述べになったとおり、子どもたちは本当に地域の宝です。未来への贈り物ですね。その子どもたちをしっかりと環境を整えて育てるのは、私たち大人社会の責務であります。

子育て、そういった意味で少子化対策につきましては、今、田中議員お述べになりましたとおり、例えば、県下のトップを切って、空調の整備をしたとか、国に先駆けて、3歳以上を無料化したなど、議会の皆さんの要望を受けてやってまいりました。

学童保育の件につきましては、今、いろんな例を挙げられましたので、みずから調査をなさって、私どももそういった面でも調査をさせていただきますが、何にしましても大事なことは、開設した後に本当に運営をうまくやっている、それが本当に子どものためになる、それで、お父さん、お母さんにも喜んでいただく、そういったことが大事であります、設置してからが。

そのためにはやはり、最初に、保護者の方々やら

小学校区の保護者の方とか地域住民の皆さん方、そういったところとの十分な協議をしっかりと整えてからでない、ただつくただけでは、後、禍根が残ることになります。

だから、先ほど申し上げておるように、どういったお考えなのか、どのくらいの方が希望されるのか。負担やらの問題もあるでしょう。いろんなことを話し合いながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

○4番（田中和矢君） 先ほど担当課長のほうから、他学童クラブに送迎等をという案も出されましたが、できるだけ地域の小学校1年生、2年生、本当に幼稚園、保育園に毛が生えたような年齢の子たちですので、なるべく近いところで、スペース的にも十分足りるわけですから、ぜひ実現を前向きにやっていただいて、そして、市長も何度もおっしゃっています、他市に先駆けて、県に先駆けて、トップを切ってということをおっしゃっていますので、これが実現されんことを期待しております。最善の努力をしていただきますようによろしく願います。

では次に、2番目に入りたいと思います。

ドリームセンターの指定管理委託についてということ。中央地区は人口比で言いましても、世帯数で言いましても、世帯数が1,522、人口が3,200人ほどということで、当市の人口の約12%近くを占めております。その中央地区が、今回、指定管理者に中央まちづくり協議会を選んで委託するという予定になっております。7月末まで、その間、直営で運営するということですが、この間にドリームセンター、この建物にどのような改修とか、設備の変更とかを予定されているのか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） ドリームセンターにつきましては、これまでは商店街活性化施設並びに中央交流センターとしての二つの業務に対応する施設でありましたが、今後は利用目的を中央交流センターと位置づけるための議案を今議会に提案させていただいております。

施設の改修につきましては、今回、当分の間は市

の直営管理としていることから、利用状況やスペースの活用状況などを踏まえながら、主なる利用者となる中央地区まちづくり協議会と整備に向けて協議してまいります。

○4番（田中和矢君） やはり指定管理者に委託する予定の中央まちづくり協議会と当局とが十分に協議をして、そして、何より12%を占める中央地区の住民に利便性の高い、そして、もう一つ言いますと、ここは銀行跡です。あのまま、ほいと指定管理者へ委託するからやってくれと言われても、全く使いものになるような施設ではありませんので。

今まで、本当に10畳一間ぐらいのところでシール会と同居して、かなり苦労して運営なさっています。ましてや、中央地区まちづくり協議会は、16のまちづくり協議会の中でも活動が非常に熱心で、例えば、年間には20近い事業、行事をやっており、世帯数も1,524なんです、今。それから、先ほど避難所としての機能と言いましたけれども、これは避難訓練を今、全国的にかなり防災、あるいは災害が突発的に起こって、本当に大変な日本列島ですけれども、中央地区まちづくり協議会主催で100人規模の行方不明者捜索訓練、認知症も含めた、そういったものが2回。140人規模で高潮洪水防災訓練が1回。今年の秋にも150人規模の防災訓練も予定されております。市総合防災訓練300人規模で、また、これも1回。いずれもドリームセンターの厨房設備が極めて貧弱で、ほとんどないに等しい設備ですので、こういった避難訓練等の炊き出し、実際につくる必要もあるのかなとは思いますが、やっぱり机上の訓練だけではだめなんで、訓練で実際に炊き出しをしたりする必要もあると思います。

そういった関係で設備がああいうものですから、中央地区まちづくり協議会では公園とか広場、民家を借用したりして、大変苦労している現状でありますので、しっかりと中央地区まちづくり協議会の人たちと十分協議して、使いやすい設備を整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 施設の改修につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、主なる利用者となる中央地区まちづくり協

議会と十分協議の上、取り組んでいきたいと思っております。

○4番（田中和矢君） 3月の全員協議会でそういう案があるということをお話がありまして、しっかりと協議するということでしたが、3月から3カ月たちますが、1回ぐらいは協議の意思表示とか、あるいは実際に協議をしたことがあるかどうかをお伺いします。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 改修に向けての協議まではまだ行ってないところでございます。

○4番（田中和矢君） それでは、そのほかの協議はどの程度まで担当課長としてなさっていますか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 現在まで中央地区まちづくり協議会との協議というものではなく、現在の指定管理を受けていただいている指定管理者との協議というものを先行させていただいて、現在に至っているところでございます。

○4番（田中和矢君） わかりました。

これまでシール会が指定管理者でしたが、今回中央地区まちづくり協議会に指定管理者が移るわけですので、ぜひ具体的に、できるだけ早く、中央地区まちづくり協議会との協議も進めて、現実的に積極的にやっていただきたいと思います。

もし、あれだけの規模の建築、新設をすると、相当な金額が、野平地区でさえも8,000万円以上かかっていますので、相当なお金がかかるはずのところを有効活用で、これ努力だと思います。財政的に厳しい。後ほどの質問でも出てくる経営改革という面でもすばらしいアイデアだったと思いますので、これが中央地区の住民にとって本当に利用しやすいものにしていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に三つ目の経営改革課についてということですので、こちらのほうの質問を続けてよろしいですか。

この4月から新たに新設された経営改革課の設置目的と現在の課題。それから、まだ二、三カ月しか経ってないんで、そこまで大変厳しい質問をされると思われるかもしれませんが、今後の方針、役割はど

のようなものか。お尋ねいたします。

○市長（田畑誠一君） 経営改革課の設置についてであります。

市としましては、これまでの行財政改革の取り組みに加えて、事務事業の見直しなどに取り組むことで、将来にわたって持続可能な市政運営をするため、新たな課をあえて設置したところであります。

今後、直面する課題としては、人口減少と高齢化の進行による市税及び地方交付税などの一般財源の大幅な減少や社会保障関係費の増大が見込まれ、極めて厳しい財政状況となることが予想をされる場所であります。

このため、まず一つ目、事務事業の見直し、二つ目、公共施設の適正化、三つ目、補助金の見直し。この三つの柱に取り組むこととして、長期的な視点に立って、重点的かつ効率的な市政運営を目指し、その道筋を立てる必要があることから、経営改革課にはこれらの取り組みを牽引するとともに、全体的な調整役を担う部署として、役割を担わせたものであります。

○4番（田中和矢君） ただいま市長から全体的な考え方、進む方向をおっしゃいました。三つ挙げられました。この三つについて、非常に期待されている新しい経営改革課。名前も民間のようなすばらしい名前をつけられていると思います。

どういう方針で、先ほども言いましたが、今、二、三カ月やってみてどういう問題があるのか。今後の方針。それから、大きな目的。そういったものを担当課長からお聞かせいただければありがたいです。

○経営改革課長（東 浩二君） 先ほど市長のほうから大きな筋と申しますか、そういうことについて述べたところがございます。

三つの柱ということでございました。

一つが事務事業の見直しということであります。

これにつきましては、今後、減少していく経営資源、いわゆる一般財源を指しておりますが、これを適正に配分、また、活用することで、最少経費で最大の効果が期待できる、そういった事業を実施し、そして、持続可能な市政運営を目指していくというのがまず基本にございます。

そして幹となる事業。これはまた十分伸ばしていく必要がありますし、それから、ほぼ役割を終えた、あるいは、その事業効果が薄れてきているような事業、そういったものについては、今後諦めていくという視点も必要であろうというようなことで、見直しというものを進めていくというふうを考えております。

それから、公共施設の適正化でございます。

これは、平成28年度に公共施設等総合計画というのを策定してございます。本市が保有する建物系の公共施設、床面積が全体で17万9,297m²で、人口1人当たりでは6.12m²となっております、これは全国平均の1.9倍となっております。

今後、結構年数が経っていますので、更新を迎えていく建物が増えてまいります。これを全て建て替えていくというのは非常に難しい、そういった状況になってまいりますので、今後はこれを全体量としては10%ほど削減していこうということでの取り組みをしていきます。

基本的には、複数ある類似施設、似たような施設ですね、これを一つにまとめられないかというような考え方を持って進めていくということでございます。

また、一つしかないものをというのは、長寿命化を進めながら長く使い続けられないか、そういった観点から取り組みをしていくということでございます。

それから、補助金の見直しの関係であります。

これにつきましては、平成30年度に個人向けの38の事業について検証を行いまして、このうち9事業について見直しを、今年10月から施行になりますが、そういうことにしております。

本年度から団体運営補助金、そして事業費補助金、事業費補助金というのは奨励費的な補助金、あるいはイベント補助金、そういったものになりますが、これらの検証、評価と申しますか、そういうものを行うということとしております。

見直しの時期については、運営費補助金を今年度、今現在、作業に入っております。これが令和2年度の当初予算に反映できればいいなど。状況によって

は団体の事業計画にも影響が出ますので、そこら辺はまた、団体とのいろんな協議の中で詰めていくと。令和2年度なのか、3年度なのか、そういうことも踏まえて、方向性は出していききたいというふうに考えています。

そして、奨励費的な、あるいはイベント的な補助金、いわゆる事務補助金については、令和3年度を目指して、今、取り組んでいるところでございます。

いずれにしても、市長からありましたとおり、人口減少によって税収、交付税、かなり落ちてきますし、高齢化が進むことによって、社会保障関係費がかなり増えてまいります。そのような状況で、今後のやはり市政運営というのが持続可能にやっていけるということを基本に、経営改革課のほうではいろんな見直し、これを進めてまいるといってございませぬ。

○4番（田中和矢君） 市長から三つの大きな事業の見直し、目標を掲げられて、それをまさに最少経費で最大効果という言葉が使われて、東課長が意気込みを語っておられます。

まだ何も実績、実際にやっておりませぬので、大いに期待しておりますので、目標あるいは方向性だけをお聞きして、これは終わりたいと思います。どうかよろしく頑張ってください。

最後に、4番目ですが、1年以上前からでしょうか。飛行機がすごく爆音を轟かして、すごい音を鳴らして、私たちの市の上を飛んでます。しかも、昼間もたまにあります、ほとんど大部分は夜の夜中に飛んでいます。私のところに歳をとった、戦争を経験したようなお年寄り、おじいちゃん、おばあちゃんが非常に不安がっておられ、怖がっておられませぬ。しかも、上空を、高度が、もちろん高度計で測ったわけではありませぬが、チャライ言い方をすると超低空で爆音を轟かせて我が物顔で飛んできているような感じがいたします。

常に、東シナ海、照島港のあそこら辺とか、入り口は串木野漁港、あるいは新港、どっかあそこら辺から東ないしは北東の方向にいつも飛んでいるようです。

それで、夜なもんですから、すぐ飛び出して見る

んですけども、ものすごい音だけしか聞こえなくて、暗闇の、それこそ皆さんの表現によると不気味な感じの飛行機が飛んでると。あれは何なんですかという話をよく最近、耳にするんですが、この飛行機の所属やこの飛行の目的は、市としてはどのように把握されているんでしょうか。

○まちづくり防災課長（下池裕美君） 近年、轟音で航空機が低空飛行し、不安や恐怖を感じるといった苦情が市に寄せられています。市では、低空飛行に関する目撃情報が寄せられた場合、日時や場所、航空機の特徴等を聞き取り、県へ情報の提供を行っております。

県は、寄せられた情報をもとに、民間業者や自衛隊など関係機関に対し飛行事実の確認を行い、当該航空機が米軍機の可能性がある場合は、国を通じて、米軍によるものか確認を行うとともに、住民からの苦情などを伝達されます。

なお、3月時にもこのような情報がありまして、その3月時の情報に対する県の調査では、民間機、自衛隊機の該当がなく、米軍機による可能性があり、目撃内容をアメリカ側に伝え、住民へ与える影響を最小限にとどめるよう要求しているとのことでありました。また、飛行目的等については、明らかにされていないところであります。

今後、低空飛行の目撃情報があった場合は、市民の安心安全の確保を図る観点から、速やかに県への情報提供に努めてまいります。

○4番（田中和矢君） 非常に曖昧というか、我が市の上空。陸海空というと何か自衛隊みたいですが、海、陸、空、全てのことで発生している事象はやはり市当局の皆さんはしっかりと何なのかをわかっていたいただきたいなと思います。

皆さん、やはり非常に恐怖感を感じて、お年寄りは戦争を思い出すと。具体的に言いますと、心臓がばくばくするというおばあちゃんたちも何人も聞いております。こんな住民を不安に陥れるような飛行は、何が目的で、ましてや所属等はどうかなのかというのをしっかりと、市長、副市長、把握していただきたいなと思います。

やはり、それが何なのか事前にわかっておれば、

まだ我々も感じる不安感、恐怖感、不気味さというのも、少しは軽減されるのではないかと思いますので。防衛に関することは秘密事項、物によっては極秘事項で、あんたたちに知らせないよと、市長はわかっているかもしれないけれども、本当は言えないとかいうことがありますかどうか。市長、どうでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 田中議員お述べになったとおり、最近、特に夜、轟音を轟かすといえますか。しかも極めて低空飛行で、本市の上空を通過すると。副市長からもこの間も話がありまして、三井の丘に当たらせんかというぐらい低く飛んでいますよという話を聞きました。

市としましては、やっぱり寄せられた目撃情報をもとに、日時とか場所、航空機の特徴などを聞いて、県へ情報の提供を行っているのが実態であります。最近の調査では、民間業者とか、あるいは自衛隊などの関係機関の飛行機ではないような確認であります。としますと、米軍機かなということになります。そういう状況でありますので、市としては、県にお伝えして、県からしっかり住民を不安に陥れないような、やはり何ですか、飛行形態であってほしいということを強く要望してまいりたいと思っております。

軍の機密だからといって、私自身が、行き先とか何かそこまでは、私は把握はしていないところであります。

○4番（田中和矢君） 市長がおっしゃるのを信用したいと思えます。また、信頼に値する方だと思っておりますので、ぜひ、もし何かわかったら、事前に市民に、こういうことでこういう目的で飛びますが、大変でしょうが、我慢してくださいとか、何らかの、ああいった恐怖感を与えるようなことは、有線放送もありますので、たまには直にアナウンスしたらいかがですか。

それと、これは別ですが、副市長が言われたのは、5月28日の17時20分の飛行のことだと思います。それは野元の海岸から、野元、平江の裏側、西中の上ぐらいを通過して、そして、テレビ塔というんですか、白左衛門ヶ丘のテレビ塔のあるあそこを、私の家が

元町ですから、私の家から見て、テレビ塔じゃなくて、白左衛門ヶ丘の下、私の家から見て下15センチから20センチのところを、物すごい低い高度で、旭校区と五反田……、どっかあの辺を物すごい爆音を鳴らして。そのときには、まだ17時20分でしたので、飛行機の機影も見えました。けれども、たまたま外にいて、メガネをはめてなかったものですから、米軍機なのか、自衛隊なのか。民間機では絶対にありません。民間機があんな飛行をしたら、大変な問題になりますので、それではないです。

その5月28日の17時20分のあれはひどすぎます。そして、すぐに旭校区の方から2人、電話が来ました。「田中さん、今、通ったど。わかっちゃったな」ということでした。もう心臓がばくばくすると。その方はまだ70代後半の男の人でしたけれども、そのぐらいひどい状況ですので、幾ら米軍機といえども、そんな、何というのかな、めちゃくちゃな飛行をしないように、市としても要望をされたらいかがかなと思うぐらいの飛行でしたので、ぜひ、そのぐらいの要望を。余りにも低過ぎるんじゃないとか。その日は曇っておりまして、雲が上にかぶさってまして、かなり反響してもものすごかったです。間違いなく5月28日の17時20分でしたので、しっかりと問い合わせしてください。

それと、いちき串木野市のホームページを見ますと、低空飛行の飛行機を見たら、時間と方向、場所、それから、どのように感じたのか、お知らせくださいと書いてありました。私は実はあんまりインターネットとか得意じゃありませんので知りませんでした。でもインターネットに詳しい人がすぐ私に教えてくれて、私の一般質問もそういったこと、心臓がばくばくするとか、そういったようなことでこれをやろうというふうに思った。

この一般質問の4番目の低空飛行についての一般質問を提出した、こういうことをしたいというふうに出したのが6月3日でした。6月3日に出した途端に、それから後、一機も飛ぶのを経験してないんです。私はこの間、串木野から離れておりません、出張もしてません、視察にも行っておりません。6月3日以降、私が出した途端に何か隠したかのよう

に飛行機が飛ばなくなりました。これも何か、市長から、まずいからちょっと飛ぶなという指示があったのかなと私は思いましたが、そのような事実はないかをお聞きしまして、質問にします。そのことだけお答え願います。

○市長（田畑誠一君） 田中議員が御懸念なさっておるように、私どもの使命はやはり市民の皆さん方の安心安全の確保であります。よもや市民の皆さん方に恐怖を与えるようなことがあってはいけません。

そこで、私どもでできることは、直接の窓口である県に対して、強くそういう不安に陥れるような飛行と申しますか、そういったことはやめてくれということをお願いすることが私たちの務めですので、極力そういった注意を喚起しながら、市民の安全安心を守るために努めてまいりたいと考えております。

○4番（田中和矢君） 市のホームページ上に出しても、あれが一番怖がる年代の私たちより上のじいちゃん、ばあちゃんたちはあんなものを見ることができる人はいませんので、若い人しか。やはりあんなことはしっかりと、どんな年齢の方にもわかるような情報収集の方法をとったり、あるいは、有線放送で言ったりと。それから、一番大事なことは市に335人ぐらいの職員と臨時の方がおられて、そういう方が串木野市内にたくさんおられるわけですから、そういう人たちも同じ串木野市民で人間ですから、そう我々と変わらない恐怖感をお持ちになるでしょうから、そういう方からこそ情報をとるのが一番確実ではないかと思っておりますので、そういうやり方も取り入れていただきたいと思っております。

これは要望として、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平石耕二君） 以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（平石耕二君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時36分